

(仮称)BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル
(素案)

令和7年3月

建築 BIM 推進会議 審査 TF

(白紙)

はじめに

○ BIM 活用の将来像と BIM 図面審査の位置づけ

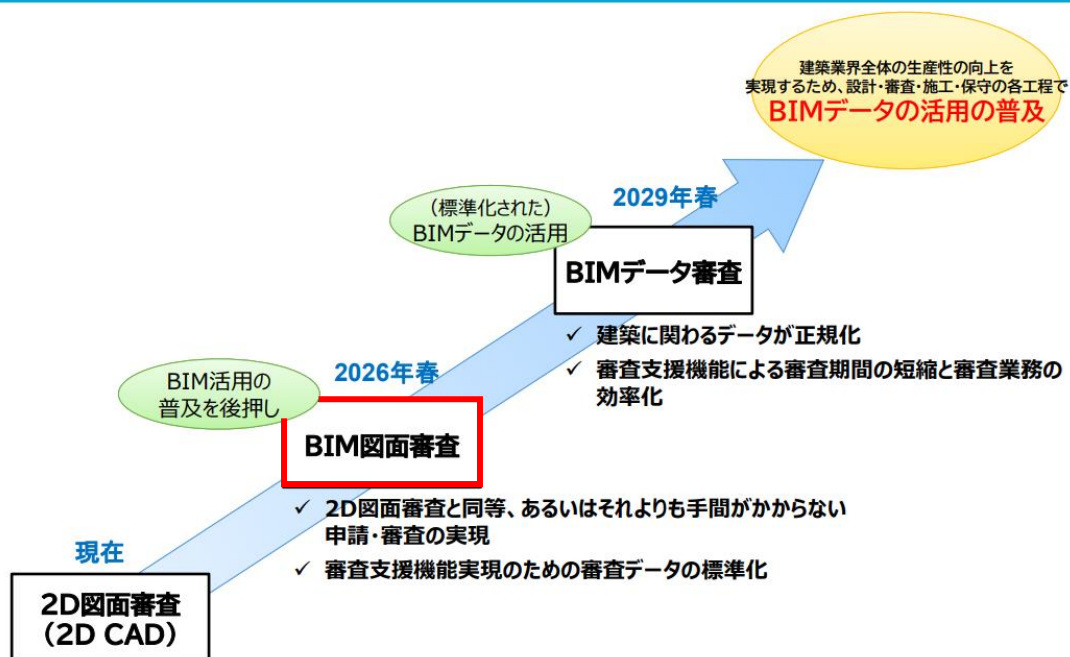
建築業界全体の生産性向上を実現するため、建築のライフサイクルの各工程において、BIM データの活用・普及が求められている。

国土交通省では令和元年に建築 BIM 推進会議を設置し、建築 BIM の普及・推進について官民一体となって取り組んできたところである。将来的には建築業界全体の生産性向上を実現すべく、BIM データが広く活用される社会を目指す。これを段階的に推し進めるために、建築確認において 2026 年春には「BIM 図面審査」を開始し、2029 年春には「BIM データ審査」の実現に向けて取り組んでいるところである。

この度、この最初の段階である「BIM 図面審査」の実運用に向けて、建築基準法施行規則、建築確認等に関する指針（平成 19 年告示 835 号）が改正され、また「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表されたところ*である。本マニュアルは、このガイドラインに対応した実務的な解説書と位置付けられる。

*：公表されることを前提に記述

BIM活用の目指す姿



○ BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査の目的は、BIM の特性を活用して建築確認に係る情報の標準化や建築確認の効率化を図ることにより、BIM 活用普及の後押しをすることにある。BIM 図面審査を行うことによる効果（メリット）については、大きく2つ想定されている。

一つ目は、BIM モデルから図面（確認申請図書）を作成することによる図書間の整合性の向上である。例えば、平面図、立面図、断面図とそれぞれ作図する場合は、図面間の不整合が生じることがあるが、一つの BIM モデルから書き出された平面図、立面図、断面図だと原則（出力後に手を加えることがなければ）図面間の不整合が生じることはない。このように BIM の特性を生かして図面を作成することにより図書間の整合性の向上を図ることが期待できる。

二つ目は、確認申請用の共通データ環境（CDE）を活用することによる申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化である。BIM 図面審査において、申請者と審査者とのやり取りは、確認申請の受付手続きのあとは確認申請用データを共有する CDE において審査・指摘等の応答等を行うことになっている（詳細はマニュアル本文を参照）。従来、窓口での対面や電話・電子メール等で行われてきた審査者から申請者に対する設計内容の確認や指摘事項の伝達・修正・確認等を BIM 図面審査ではクラウド環境にある CDE の機能を用いて行うことにより、審査者の指摘等や申請者からの補足説明などのコミュニケーションの円滑化が期待できる。

このほか、設計者にとっては、確認申請図書作成の効率化や、審査者にとっては 3D モデルの閲覧による申請建物等の形状理解の向上、確認申請図書表現の統一による審査の効率化、整合性確認の省略による審査の効率化等の効果（メリット）が想定される。これらは、結果として建築確認手続きにかかる期間の短縮にもつながることとして期待される。

【ガイドライン 2-2】

BIM 図面審査の効果

BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。

（共通の効果）

- ・ BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上
- ・ 確認申請用 CDE の活用による申請／指摘等のコミュニケーションの円滑化
- ・ 建築確認手続きにかかる期間の短縮

（主に設計者における効果）

- ・ 確認の申請にかかる図書作成の効率化

（主に審査者における効果）

- ・ 3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上
- ・ 確認の申請にかかる図書表現の統一による審査の効率化
- ・ 整合性確認の省略による審査の効率化

(仮称) BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル (案)

目次

はじめに

I. マニュアルの位置づけ等 -----	3
1. マニュアルの位置づけ	
2. 用語の定義	
II. BIM 図面審査の概要 -----	11
1. BIM 図面審査の定義	
2. BIM 図面審査の適用について	
3. BIM 図面審査の流れ	
III. 申請者側の準備 -----	21
1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成	
2. 「入出力基準」の概要	
3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要	
4. 入出力基準に基づく入出・出力（表示・表記）の具体例	
5. BIM 図面審査における申請図書表現標準	
IV. 審査者側の準備 -----	47
1. 審査環境の整備	
2. 確認申請用 CDE の基本機能	
V. 申請の手順 -----	53
1. 「確認申請書様式」の作成・提出	
2. 申請図書（図面）の作成・提出	
(1) BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について	
(2) BIM 由来ではない付加された情報（2D 加筆）の取り扱いについて	
(3) BIM ソフトウェアからのデータの変換方法について	
(4) BIM 図面審査として受け付けられない場合について	
VI. 審査の手順 -----	59
1. 申請図書等の確認	
(1) データ出力の確認について	
(2) IFC データの活用について	
2. 審査の実施	
3. 適合性判定	
4. 消防同意・確認済証交付・図書保存	
(1) 消防同意について	
(2) 適合性判定について	
(3) 確認済証の交付について	
(4) データの保存について	

5. 完了検査等

【参考資料】（2025 年 3 月 31 日版では非掲載）

建築確認における BIM 図面審査ガイドライン

別紙 1：入出力基準

別紙 2：BIM 図面審査における入出力基準適合申告書

別紙 3：BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

I. マニュアルの位置づけ等

(白紙)

I. マニュアルの位置づけ等

1. マニュアルの位置づけ

「BIM 図面審査」に係る制度概要や定義等については「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」で記述されているが、本マニュアルは、BIM 図面審査を行おうとする申請者（設計者）・審査者の実務的な解説書と位置付けられる。

「BIM 図面審査」では、本編で解説するように「入出力基準」や「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の基準・様式の利用や、確認申請図書等のデータを受付け、共有するためのシステムの利用が前提となっているが、本マニュアルでそれらを事細かに解説するものではなく、概要のみを説明する程度にとどめている。

なお、本マニュアルは●年●月時点での関係規定等をもとにしており、今後のこれらの規定改定等にもとない適宜改定する予定である。

（図は仮置きで関連する改正規則・告示等が発出された時点で差替える）

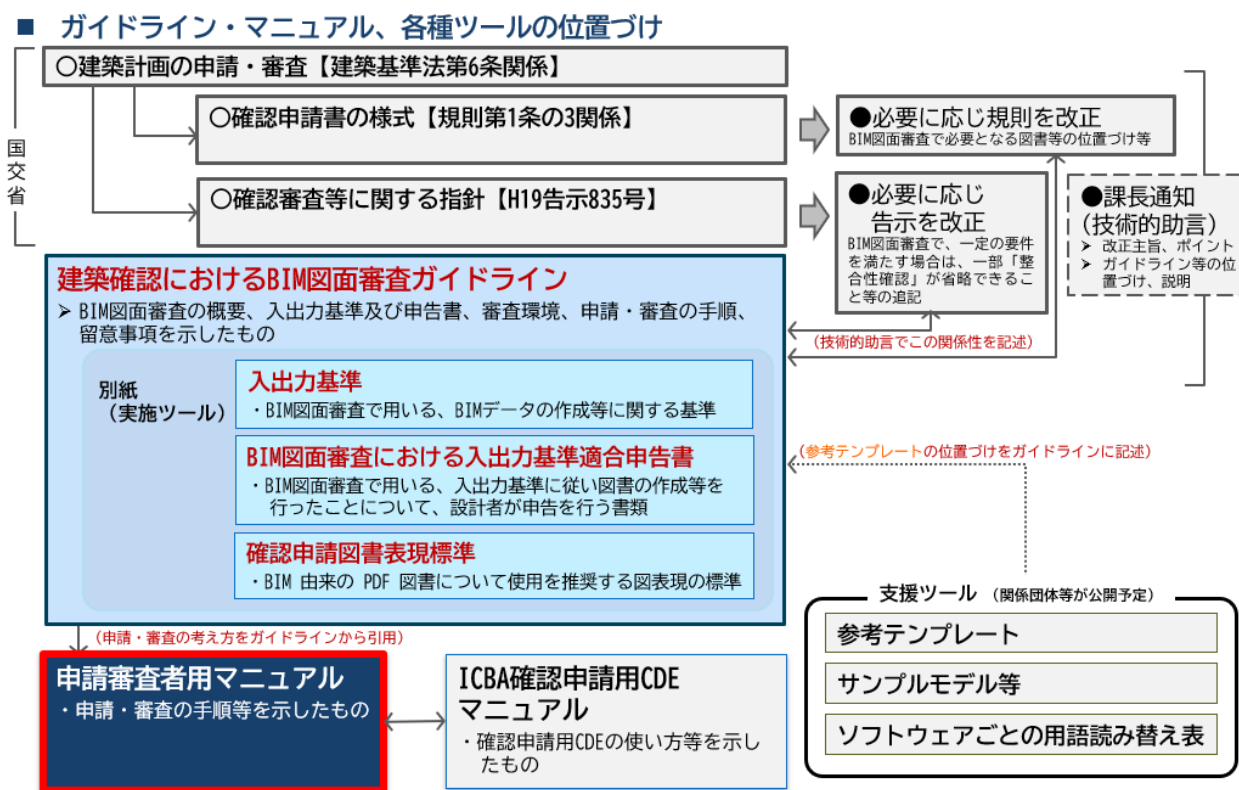
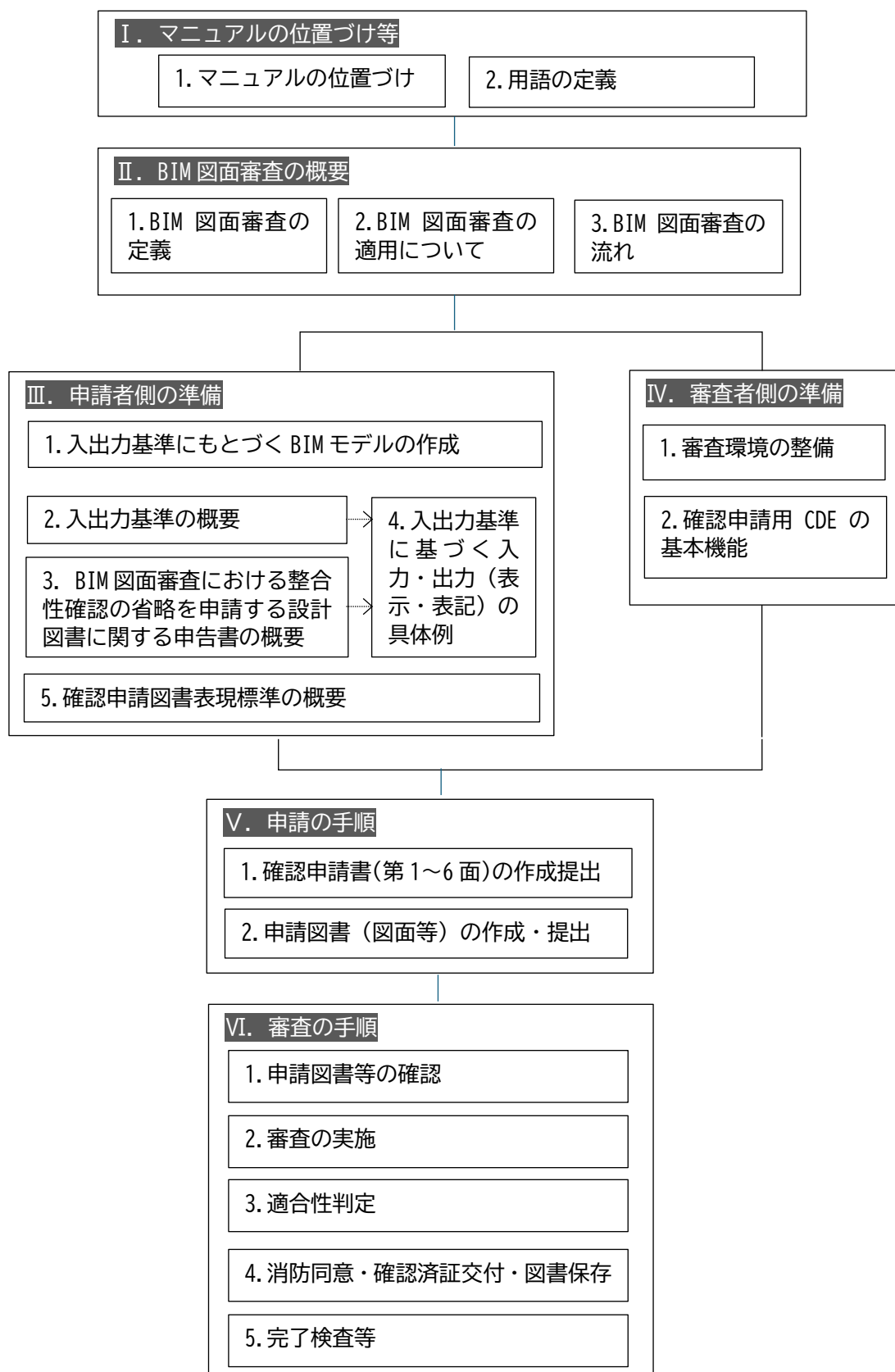


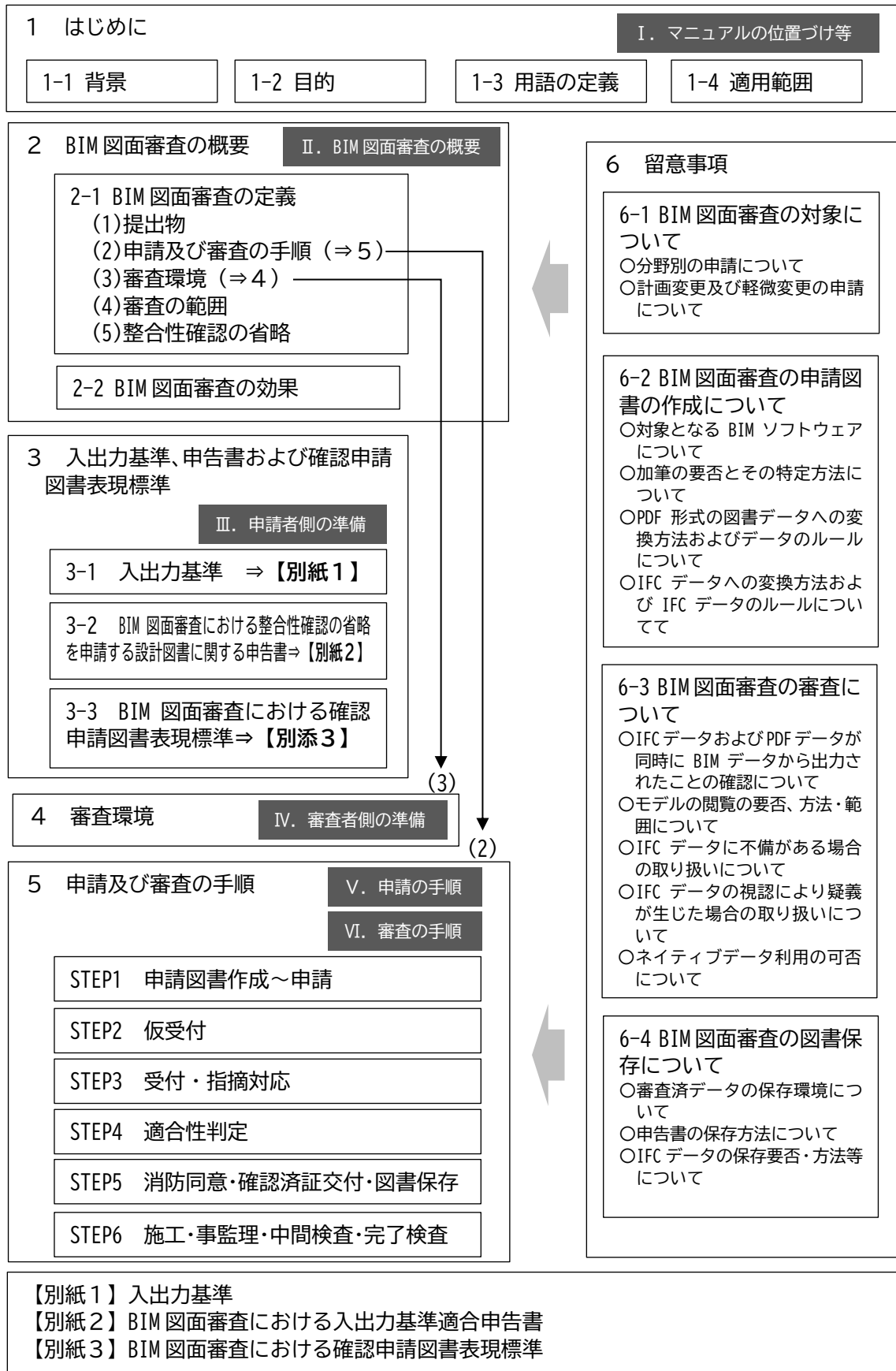
図 1-1 マニュアルの位置づけ

●本マニュアルの構成



【参考】「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」の構成

※墨塗白地のタイトルは、本マニュアルでの主な該当部分を示す。



2. 用語の定義

用語	定義
BIM (Building Information Modelling)	コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。
BIM モデル	コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。
BIM データ	BIM モデルに加え、BIM ソフトウェア上で BIM モデルから作成した図書情報や 2D による加筆（2次元加筆）も含めた全体の情報をいう。
BIM ソフトウェア	BIM データを作成するためのソフトウェアをいう。
3D モデル	縦・横・高さの3次元座標で、仮想的に3次元形状を表すモデルをいう。
2次元加筆	CAD や BIM ソフトウェアの 2D ツールなどを用いて2次元で表現することをいう。
CDE (Common Data Environment)	建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（2次元、3次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。
ICBA 確認申請用 CDE	BIM 図面審査に用いる CDE のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される予定の確認申請用 CDE をいう。
ICBA 電子申請受付システム	一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備された電子申請受付システムをいう。
IFC (Industry Foundation Classes)	buildingSMART International※ が策定する、建築業界の BIM に関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。 ※建設業界におけるデータの共有化及び相互運用を目的とし、IFC の策定や標準化活動を行う国際団体。 https://www.buildingsmart.org/
ネイティブデータ	BIM ソフトウェアで作成されたソフトウェア固有の形式の BIM データのことをいう。
BIM ビューア	BIM ソフトウェアの無い環境でも BIM データを閲覧できるソフトのことをいう。一般に、編集機能はないが、BIM モデルの回転や拡大・縮小をすることができ、任意の切断面も見ることができるほか、BIM モデルの属性情報も見ることができる。
BIM 図面審査	BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。
明示すべき事項	建築基準法施行規則（以下、「施行規則」という。）第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書の記載事項をいう。
整合性確認	施行規則第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書の記載事項が相互に整合していることを確かめる審査であり、図書の複数箇所に記載された審査に必要な情報のうち、形状・位置・数値が同一、文字情報の意味内容が同一であることを確認することをいう。 BIM 図面審査においては、設計者の申告に基づき、その一部を省略することができる。
審査者	本ガイドライン（本マニュアル）において、確認申請の審査を行う者（建築主事若しくは建築副主事又は建築基準法第77条の24に規定する確認検査員若しくは副確認検査員）をいう。
適合性判定機関	本ガイドライン（本マニュアル）において、構造計算適合性判定を行う者（都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関）及び省エネルギー消費性能適合性判定を行う者（所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関）をいう。

用語	定義
仮受付	確認申請の事前協議として、確認申請に先立ち図書を提出し、審査者が確認することをいう。
入出力基準	BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法並びに BIM データを用いた PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しの方法に関する基準のことをいう。
BIM 図面審査における入出力基準適合申告書	BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データの作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことについて、設計者が申告を行う書類をいう。
参考テンプレート	テンプレートとは、あらかじめ設定した BIM ソフトウェア上の作業環境のことをいう。参考テンプレートは、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定されたテンプレートをいう。
確認申請書様式	施行規則第 1 条の 3 第 1 項に定める別記様式、施行規則第 2 条の 2 第 1 項に定める別記様式、第 3 条第 1 項に定める別記様式をいう。

<ガイドライン別紙 1 入出力基準における用語の定義>

入出力基準に記載された用語

用語	定義
基準線	通り芯及び各階基準線をいう。
通り芯	柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
各階基準線	各階の床面位置を示す建築物の鉛直方向の基準となる線をいい、階の高さの算定根拠となるものをいう。
軒、ひさし等	外壁から張り出した部分のうち、軒、ひさし、バルコニー、ベランダ及び吹きさらしの廊下をいう。
防火区画等	建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条の防火区画、令第 114 条の建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁をいう。
非常用の進入口等	令第 126 条の 6 本文の非常用の進入口及び令第 126 条の 6 第二号の窓その他の開口部をいう。
オブジェクト	BIM モデルを構成する BIM の建物部材・部品等をいう。
空間オブジェクト	壁、床、屋根、天井、仮想の要素や境界線に基づいて室を区分するオブジェクトをいう。

申告書に記載された図書の種類に関する用語

用語	定義
設計概要	設計や工事に関する概要を記載した図面をいう。
建具表	建築の開口部（内外部）に取付ける建具の形状・寸法・材質・仕様等を表にまとめて示した図面をいう。

(白紙)

Ⅱ．BIM 図面審査の概要

(白紙)

II. BIM 図面審査の概要

1. BIM 図面審査の定義

「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、「BIM 図面審査」は次のように定義されている。

【ガイドライン 2-1】

BIM 図面審査の定義

BIM 図面審査とは、BIM データから書き出された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書を活用することにより、図書の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考として IFC データを活用することにより、建築確認のための申請・審査を効率的に行うことができる。

(1) 提出物

- ・ 施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条に規定する図書の記載事項に規定する図書（図面及び書類）の電子データ

- ✓ 確認申請書様式
- ✓ 入出力基準に従い作成されたネイティブデータから書き出された PDF 形式の図書。（以下「BIM 由来の PDF 図書」という。）
- ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェアにより作成された PDF 形式の図書。（以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。）

PDF 形式の図書は、施行規則第 1 条の 3 に基づく図書の種類と明示すべき事項を満たすものとする。

- ・ IFC データ

BIM 由来の PDF 図書を書き出したネイティブデータから同時に書き出された IFC 形式のデータ。

- ・ BIM 図面審査における入出力基準適合申告書（以下「申告書」という。）の電子データ
- ・ 各種計算書の電子データ
- ・ その他必要書類等の電子データ

(2) 申請及び審査の手順

（→ 5 申請及び審査の手順）※本マニュアルでは「V. 申請の手順」「VI. 審査の手順」が該当

(3) 審査環境

（→ 4 審査環境）※本マニュアルでは「IV. 審査者側の準備」が該当

(4) 審査の範囲

従前の建築確認における審査と同様に、図書に明示された事項に基づき審査を行うものとする。そのため、図書に明示されていない情報（IFC データのみに含まれる情報）に基づいた判断は行わない。

(5) 整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、申告書に基づき確認するものとし、審査者は、入出力基準に従い BIM データが作成されたことを確認することは要しない。

なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度を考慮して設定しており、省略対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない。

BIM 図面審査とは、BIM から出力された図書を活用した建築確認における申請及び審査の方法をいう。

設計者は、BIM 図面審査のために定められた「入出力基準」(Ⅲ.2. 参照)に従い BIM データを作成し、確認申請時にこのデータから書き出された図書を活用することにより、確認申請図書の整合性確認を一部省略することができる。また、審査者が審査時の参考として 3 次元形状の BIM モデル (IFC データ) を閲覧することにより、申請建物の形状理解を早め、結果審査を効率的に行うことができる。

(1) 提出物

BIM 図面審査の申請の方法においては、ICBA 電子申請受付システムを利用することを標準とする (V. 申請の手順 参照)。申請者は、確認申請時に次の提出物 (確認申請図書等) を電子データとして準備し、審査機関等に提出する。

1) 建築基準法施行規則に規定する申請図書等

建築基準法施行規則第 1 条の 3 (確認申請書の様式)、第 2 条の 2 (建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式) 又は第 3 条 (工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式) に規定する図書 (図面及び書類) の電子データで、確認申請書様式と、BIM データから出力された PDF 形式の図書 (以下「BIM 由来の PDF 図書」という。)) 及びその他必要となるそれ以外の PDF 形式の図書 (以下「BIM 由来でない PDF 図書」という。) に分けられる。

2) IFC データ

1) で「BIM 由来の PDF 図書」を書き出した BIM データと同じものから同時に書き出された IFC 形式のデータ

3) BIM 図面審査における入出力基準適合申告書 (以下「申告書」という。)

設計者が、入出力基準に従い BIM データの作成を行ったこと等について申告する書類の電子データ

4) 各種計算書その他必要書類等

確認申請において求められる各種計算書やその他 1) ～ 3) 以外で必要となる書類の電子データ

(2) 申請及び審査の手順

BIM 図面審査は、(3) で示す審査環境において、ガイドライン「5 申請及び審査の手順」(本マニュアルでは「V. 申請の手順」「VI. 審査の手順」) にもとづき申請・審査を行う。

(3) 審査環境

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。具体的にはガイドライン「4 審査環境」(本マニュアルでは「IV. 審査者側の準備」) による。

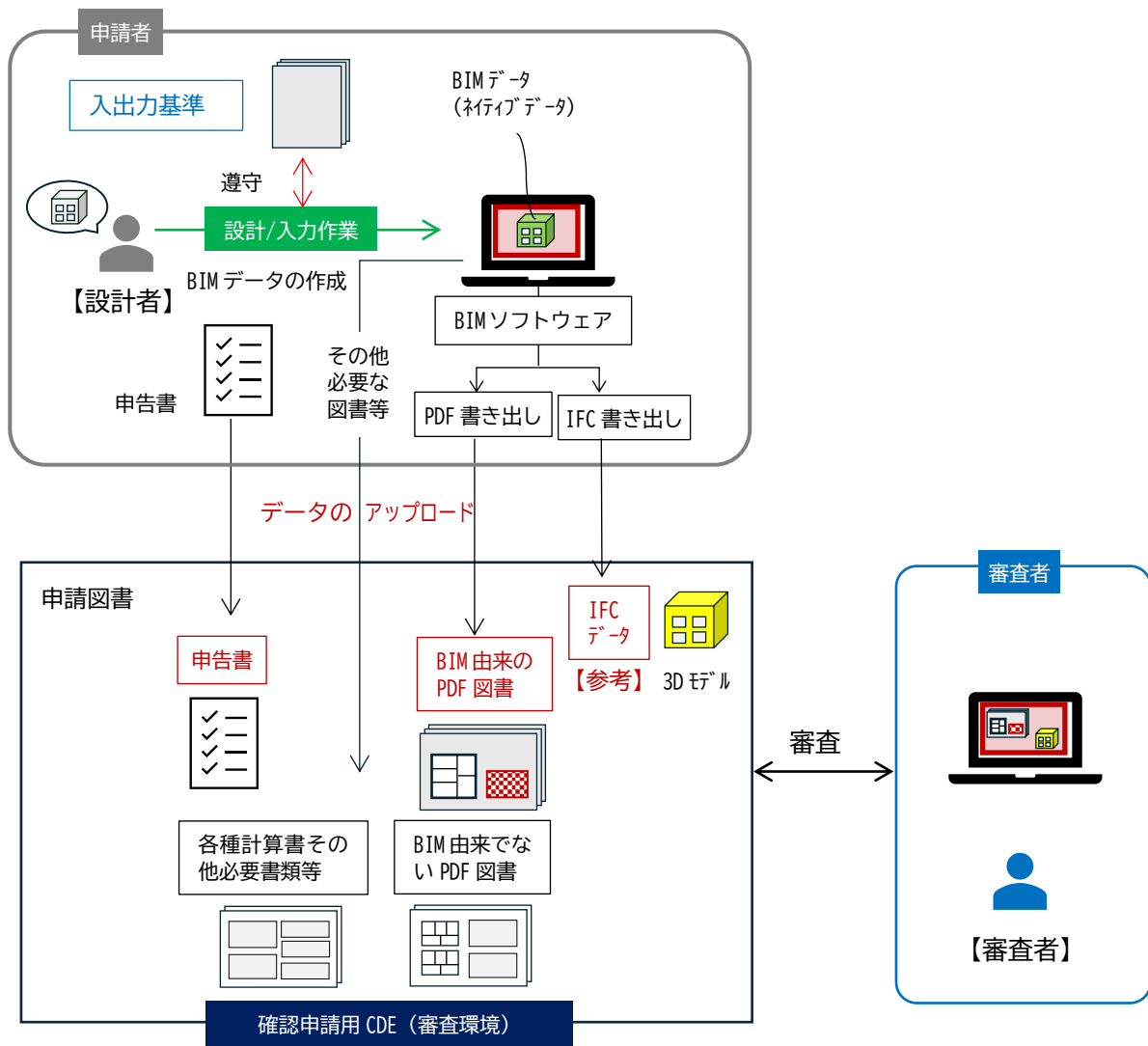


図 2-1 BIM 図面審査で必要となる提出物と申請・審査のイメージ

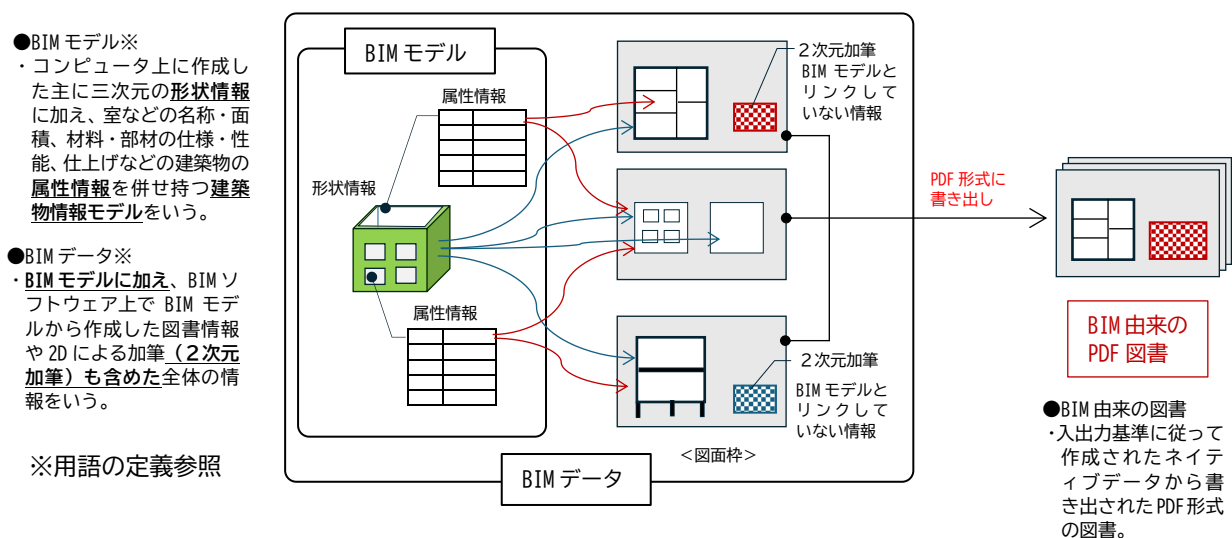


図 2-2 BIM モデルと BIM データの概念

(4) 整合性確認の省略

入出力基準に従い作成された「BIM 由来の PDF 図書」に関しては、当該基準に応じて整合性確認の一部を省略することができる。

整合性確認を省略することができる対象は、設計者から提出された申告書により確認するものとし、審査者はこの申告をもって入出力基準に従い入力されたことを確認したもののみとし、審査において整合性確認を省略することができる（改めて確認することを要しない）。

申告書の様式や確認の仕方などについては、本マニュアルの「Ⅲ. 申請者側の準備」において解説している。

審査TFにおける R6年度の主な成果

現時点でのイメージであり今後の検討により変わり得る点に留意



■BIM図面審査の概要イメージ

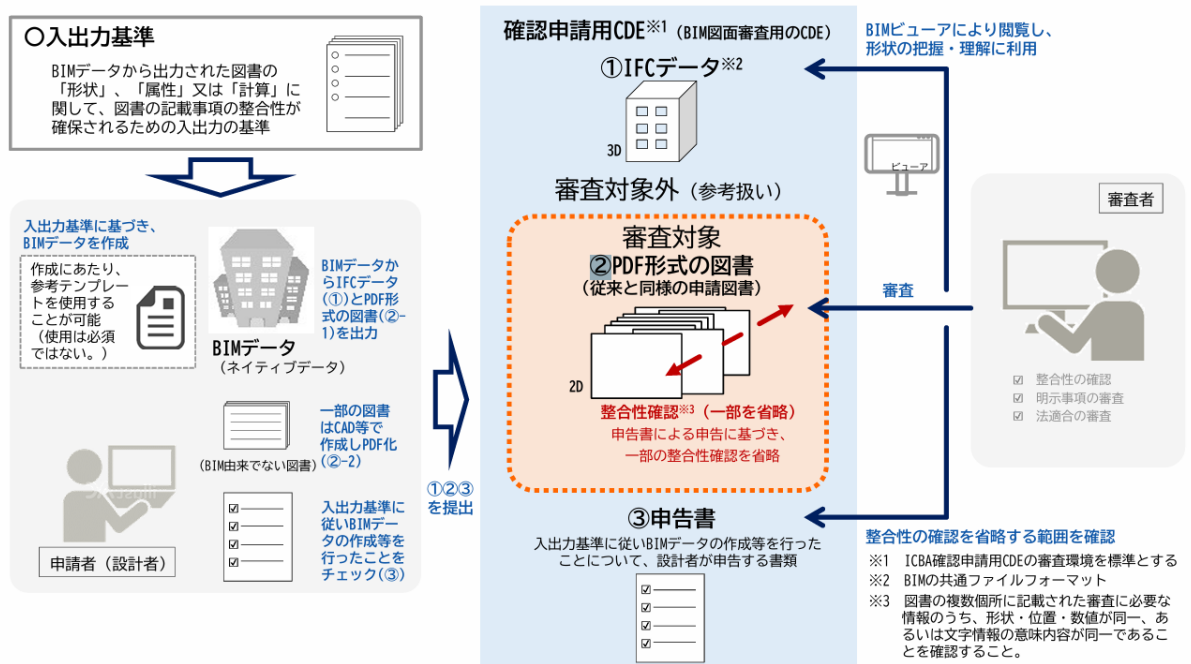


図 2-3 BIM 図面審査の概要イメージ

2. BIM 図面審査の適用について

①BIM 図面審査の適用範囲

ガイドラインは、建築基準法（以下「法」という。）にもとづく以下の手続きに BIM 図面審査を行う場合に適用するとされている。

- ・ 確認申請（法第 6 条第 4 項、法 6 条の 2 第 1 項）
- ・ 計画通知（法第 18 条第 3 項及び第 4 項）
- ・ 用途変更（法第 87 条第 1 項）
- ・ 建築設備（法第 87 条の 4）
- ・ 工作物（法第 88 条第 1 項及び第 2 項）

すなわち、上記の手続きを行う場合に BIM 図面審査を適用することができる。

また、BIM 図面審査は計画変更及び軽微変更についても適用が可能である。この場合、当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）の申請方法により対応が異なるため留意を要する。

1) 前願が BIM 図面審査の場合

前願が BIM 図面審査の場合、計画変更や軽微変更についても、前願同様に BIM 図面審査として申請することができる。

変更申請の図書については、前願の確認申請図書を作成した BIM データを修正して作成し、変更前の図書と変更後の図書がともに同じ BIM データから出力されたものである場合は、整合性確認の省略が可能となる。この場合は、後述する手順に従い申告書を提出する。

2) 前願が BIM 図面審査ではない場合

変更申請の申請図書を、後述する BIM 図面審査の手順に従い作成した場合、変更後の図書間に限り整合性確認の一部省略が可能となる。

②BIM 図面審査として取り扱う範囲

BIM 図面審査は、意匠設計、構造設計、設備設計など、分野を特定して申請・審査を行うことができる。このため、申請者は、BIM 図面審査として取り扱うことができる範囲を明示しておく必要がある。

後述する申告書は、それぞれ分野ごとに構成されており、BIM 図面審査を申請する分野については、当該チェックリストとともに、当該 BIM データから出力された PDF 形式の図面及び IFC データを提出し、その他の分野については「BIM 由来でない PDF 図書」として提出することとなる。

【ガイドライン「1-4 適用範囲」】

適用範囲

本ガイドラインは、建築基準法第6条第4項並びに法第18条第3項及び第4項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する審査並びに法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査において、BIM図面審査を行う場合に適用する。（→6-1 BIM図面審査の対象について）

【ガイドライン「6-1 BIM 図面審査の対象について」】

○計画変更および軽微変更の申請について

BIM図面審査は、計画変更及び軽微変更にも適用が可能である。当該申請の直前に行った申請（以下「前願」という。）により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

- ☐ 前願が BIM 図面審査の場合、計画変更及び軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。
 - ・前願の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書がともに BIM データから書き出された場合は、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項については、変更後の図書間における整合性確認の省略に加え、変更にかかる図書とそれ以外の図書間における整合性確認の省略が可能となる。
- ☐ 前願が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。
 - ・変更後の図書を BIM データから書き出した場合、申告に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、変更後の図書間における整合性確認の省略が可能となる。

【ガイドライン「6-1 BIM 図面審査の対象について」】

○分野別の申請について

BIM図面審査として取り扱う範囲については、申告書により申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから書き出された PDF 及び IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

3. BIM 図面審査の流れ

BIM 図面審査の基本的な流れを以下に示す。各段階の詳細はV、VI章で解説する。

なお、以下のフローは概ねの流れを示したもので、詳細は各節を確認のこと。

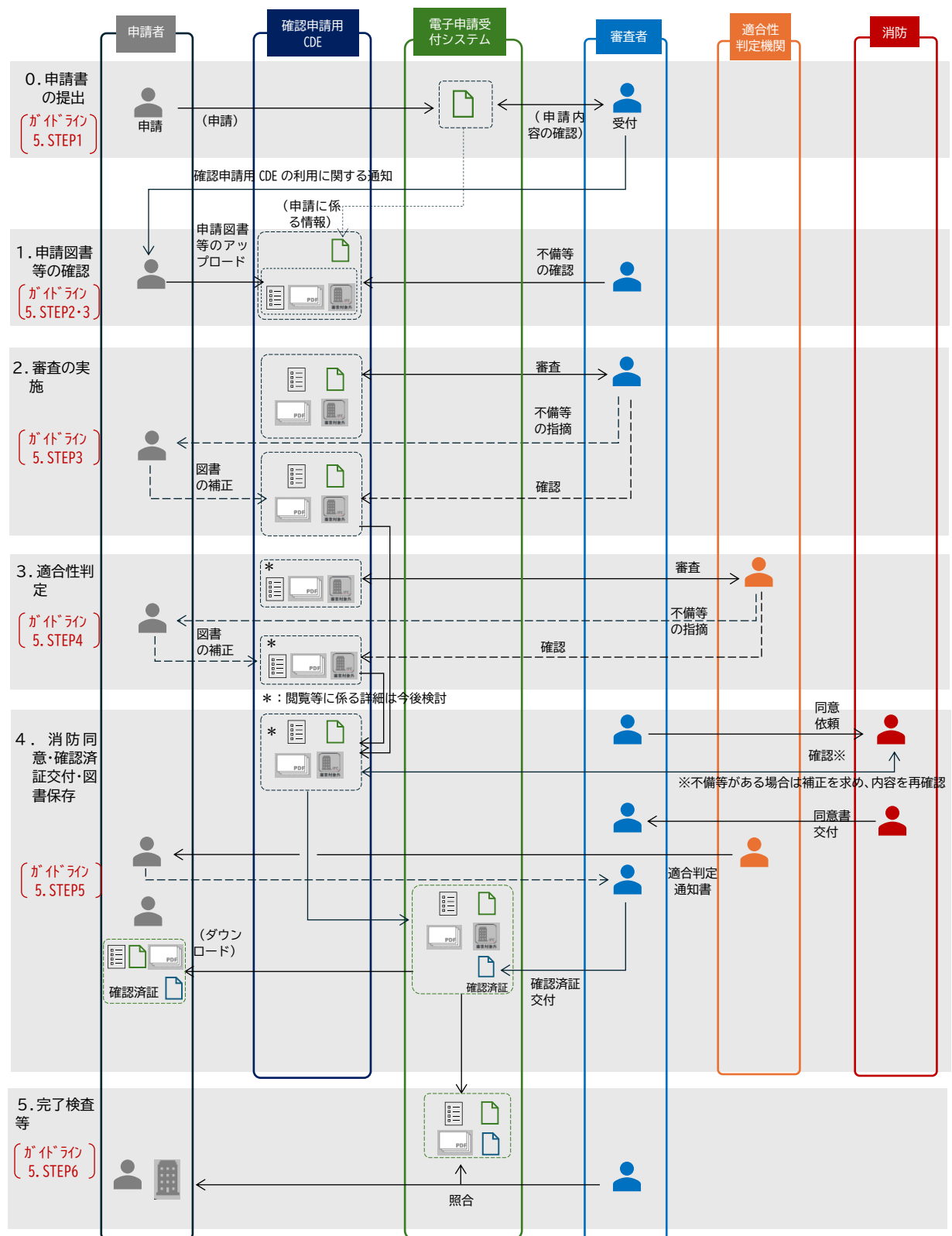


図 2-4 BIM 図面審査の流れ

(白紙)

Ⅲ. 申請者側の準備

(白紙)

Ⅲ. 申請者側の準備

1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成

BIM 図面審査では、建築確認の審査において審査者が設計者の申告に基づき、申請図書の整合性確認の一部省略を行うことができる。この場合、設計者は BIM データの作成において一定のルールにもとづき BIM モデルの入出力を行う必要がある。また、申請時に、確かに基準どおりに入出力が行われたことを申告し、入出力基準に従い作成した図書の記載事項を明示する必要がある。（図 3-1 参照）

設計者は手戻りのないよう、入出力基準に従い申請図書を作成することが求められる。

●BIM 図面審査による申請を想定した BIM データの作成

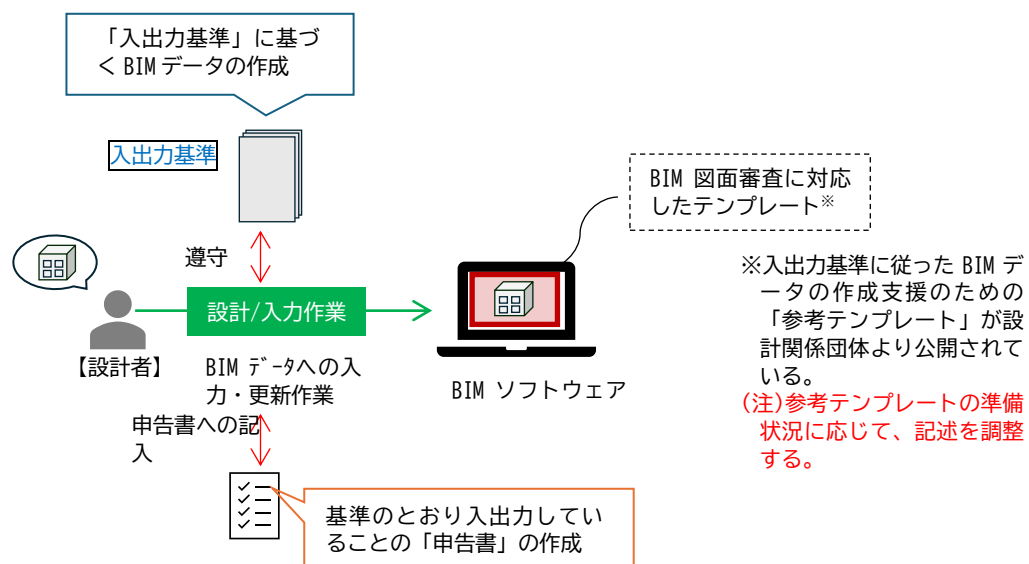


図 3-1 BIM 図面審査を想定した BIM データの作成

2. 「入出力基準」の概要

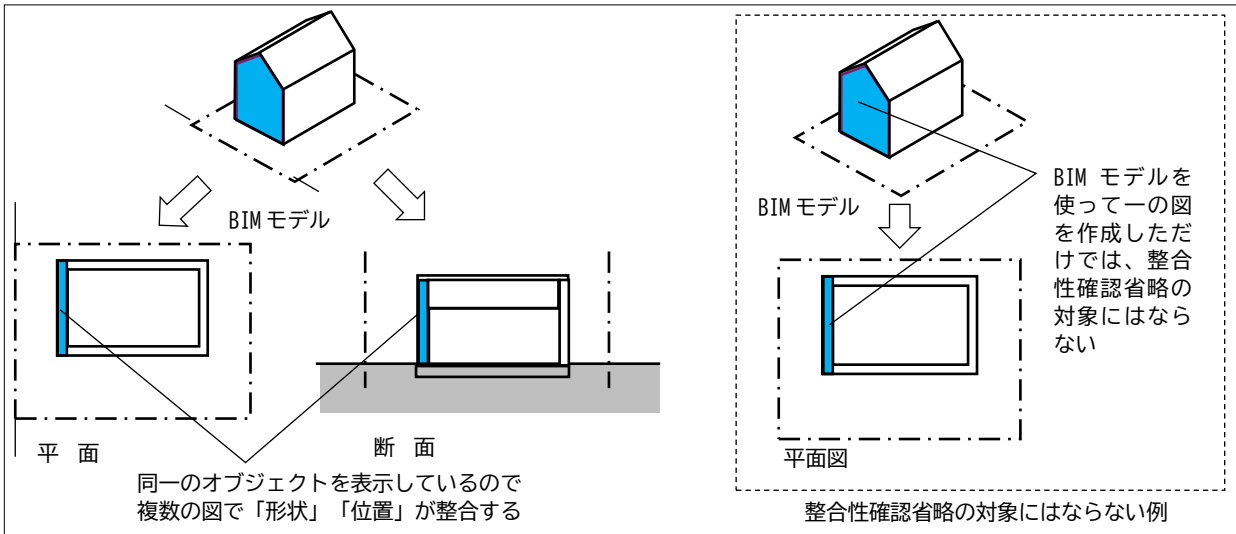
入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成に関し、情報を「入力」する方法、及び情報を「出力（表示や表記）」する方法を定めたものである。この基準に従って作成された BIM データから出力された図書において、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

入出力基準の共通事項として、整合性確認の省略を行う項目については、

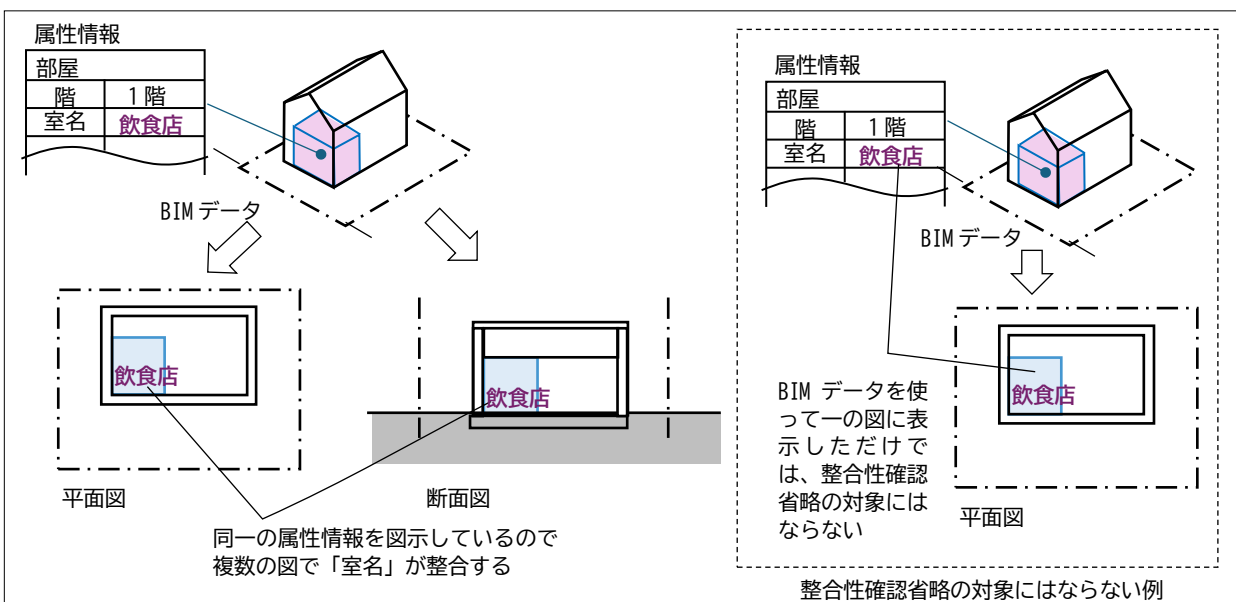
- 「オブジェクトの形状の図示」
- 「オブジェクトに入力した属性情報の表記」
- 「オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記」

のいずれかにより行う。（図 3-2-1 参照）

●a) オブジェクトの“形状”の図示



●b) オブジェクトに入力した“属性”情報の表記



●c) オブジェクトにより“自動算出”された数値や“自動計算”結果の表記

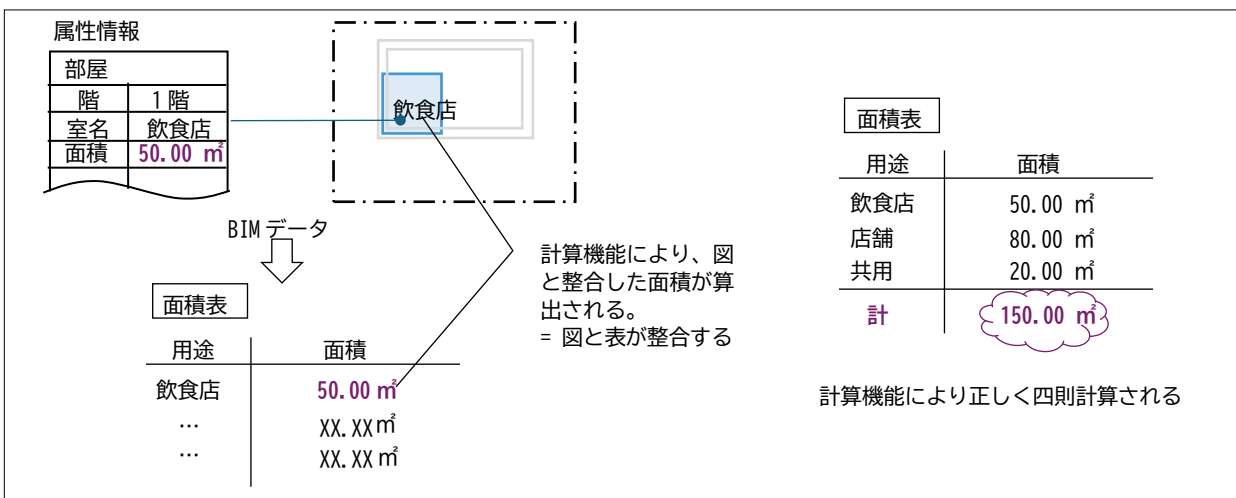


図 3-2-1 BIM の特性を活用した入出力と整合性の確保

前述の a) ～ c) のような BIM の特性を生かした入力・出力を行うことにより、原理的に整合性確認の省略が可能となる。

具体的な入力・出力のイメージを図 3-2-2 に示す。

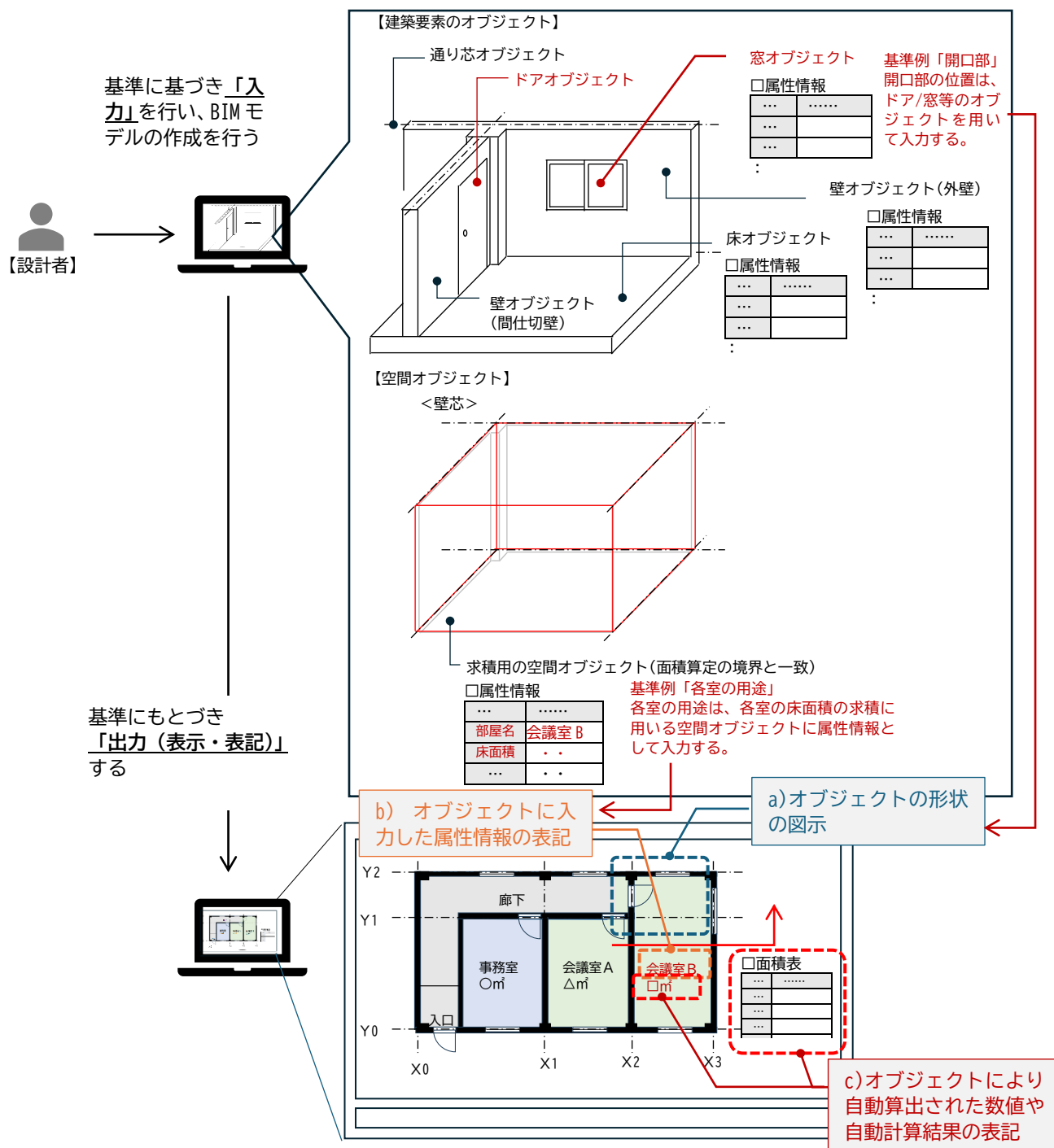


図 3-2-2 入出力基準による入力・出力(表記・表示)のイメージ

入出力基準において、図面表現の整合性を損なう入出力については禁止事項として定められている。具体的には、以下の1)～7)である。なお、1)の2次元加筆について、すべての2次元加筆を制限するものではなく、BIM データと連動する2次元オブジェクトによる加筆や整合性確認の省略を行わない項目については、2次元加筆は許容される。

- 1) データと連動しない2次元加筆により表現すること
- 2) 形状の表示、又は属性情報や自動算出・自動集計結果の表示・表記を、同一でないオブジェクトから行うこと。
- 3) 図表現や属性情報の整合性が確保されていないオブジェクトを使用すること。
- 4) 属性情報から出力された値の改変を行うこと。
- 5) 自動算出された寸法値・床面積の改変を行うこと。
- 6) 自動集計に係る計算式、値の改変を行うこと。
- 7) その他、BIM データと連動しない入出力を行うこと。

なお、設計関係団体※において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定が行われた参考テンプレートが提供されているので、参考にされたい。

※(注)参考テンプレートの準備状況に応じて、記述を調整する。

【ガイドライン 3-1】

入出力基準

入出力基準は、BIM 図面審査で用いる、BIM データの作成の方法等に関する基準であり、BIM データから書き出された図書の「形状」、「属性」又は「計算」に関して、図書の記載事項の整合性が確保されるための入出力の方法に関する基準と、BIM データを用いた PDF 形式の図書および IFC データを書き出しの方法に関する基準を定めたものである。入出力基準では、BIM データ作成の際の情報の「入力」方法と、情報の「表示や表記 (=出力)」方法を定めており、入出力基準に従い、BIM の基本機能を用いてオブジェクト形状の表示やオブジェクトに入力した属性情報の表記を行うこと、また、オブジェクトにより自動算出された数値や自動計算結果の表記を行うことにより、当該事項について図面間の整合性が確保されるものである。

BIM 図面審査においては、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、設計者の申告に基づき、整合性確認を省略することができる。

具体の基準は、別紙1で定める。なお、設計関係団体において、BIM 図面審査で用いる入出力基準を満たすよう設定された参考テンプレートが提供されている。

テンプレートの使用については、入出力基準を満たすことができるものであれば、任意のテンプレートを使用することができる。また、当該テンプレートが基準に適合するものであることを、審査者が確認することは要しない。

●入出力基準 目次構成

- 1 用語の定義
- 2 共通事項
 - 2-1 概要
 - 2-2 禁止事項
 - 2-3 留意事項
- 3 意匠・構造・設備の分野ごとの入出力基準
 - 3-1 意匠
 - 3-1-1 意匠図
 - 3-2 構造
 - 3-2-1 構造図
 - 3-3 設備
 - 3-3-1 機械設備
 - 3-3-1-1 機械設備図
 - 3-3-2 電気設備
 - 3-3-2-1 電気設備図

入出力基準については、意匠、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野ごとに基準が規定されている。また、構造、設備（機械設備、電気設備）の分野については、それぞれの分野に関する事項に加え、意匠図との整合性に関する事項が規定されている。

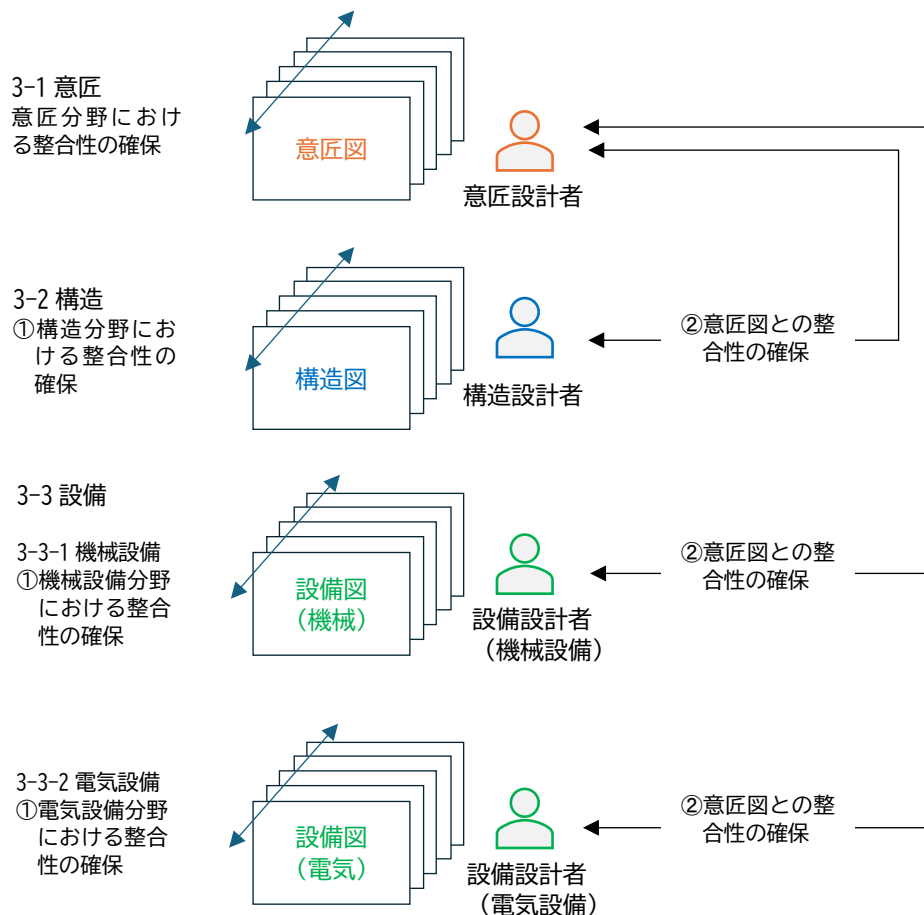


図 3-4 入出力基準の構成

構造分野における意匠図との整合性に関しては、次のいずれかの方法による。

- ①意匠モデルと構造モデルを同一ファイルとし、単一のモデルで作成する。
- ②意匠モデルと構造モデルを別のファイルとし、構造モデルを参照して意匠モデルを作成する。

いずれの場合も、意匠図を書き出した後は、構造モデルのうち、意匠図に表現される部分は修正してはならない。また、審査者の指摘等により、意匠図、構造図に修正が生じた場合は、速やかに変更後の BIM データを共有し、再提出を行うこととされている。

設備分野における意匠図との整合性に関しては、次の方法による。

1) BIM ソフトウェアが意匠と設備で同一の場合

- ①意匠モデルと設備モデルを同一ファイルとし、単一のモデルで作成する。
- ②意匠モデルと設備モデルを別のファイルとし、意匠モデルを参照し設備モデルを作成する。

2) BIM ソフトウェアが意匠と設備で異なる場合

- ①意匠 BIM データから書き出されたデータを下図（したず）に用いて設備モデルを作成する。

設備図を書き出した後、または設備モデルへのデータ受け渡しを行った後は、設備図に影響のある意匠モデルの修正を行ってはならない。また、審査者の指摘等により、意匠図、設備図に修正が生じた場合は、速やかに変更後の BIM データを共有し、再提出を行うこととされている。

各分野における入出力基準の項目は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 入出力基準の項目

部門	意匠	構造	設備
事項	意-001 敷地境界線 意-002 方位 意-003 通り芯 意-004 外壁 意-005 軒、ひさし等 意-006 間仕切壁 意-007 各室の用途 意-008 各階基準線 意-009 各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根） 意-010 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-011 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-012 防火区画等 意-013 防煙壁による区画（令第126条の2） 意-014 開口部 意-015 防火設備 意-016 非常用の進入口等 意-017 令第112条第16項に規定する部分 意-018 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網	<共通> 共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線 <基礎> 基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎 <鉄筋コンクリート造> RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版(デッキ床含む) RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁 <鉄骨造> S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 鋼板床 S-005 斜材 S-006 鋼板壁	<機械設備> 機-001 外壁、間仕切壁、開口部 機-002 敷地境界線 機-003 通り芯 機-004 各室の用途 機-005 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 機-006 各室の天井高さ 機-007 防火区画等 機-008 令第112条第16項に規定する部分 機-009 防煙壁による区画（令第126条の2） 機-010 給気機及び排気機 機-011 排煙設備 <電気設備> 電-001 外壁、間仕切壁、開口部 電-002 敷地境界線 電-003 通り芯 電-004 各室の用途 電-005 防火区画等 電-006 令第112条第16項に規定する部分 電-007 非常用の照明装置

3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合申告書」の概要

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書は、ガイドラインの別紙2に参考様式が示されているが、具体の様式は各確認検査機関等で定めることとなるため、申請を行う確認検査機関等に予め確認しておく必要がある。

申告書は、第一面の鑑（設計者等に係る申告等）の部分と、第二面～五面の意匠、構造、設備ごとの入出力基準に係る申告書で構成される。

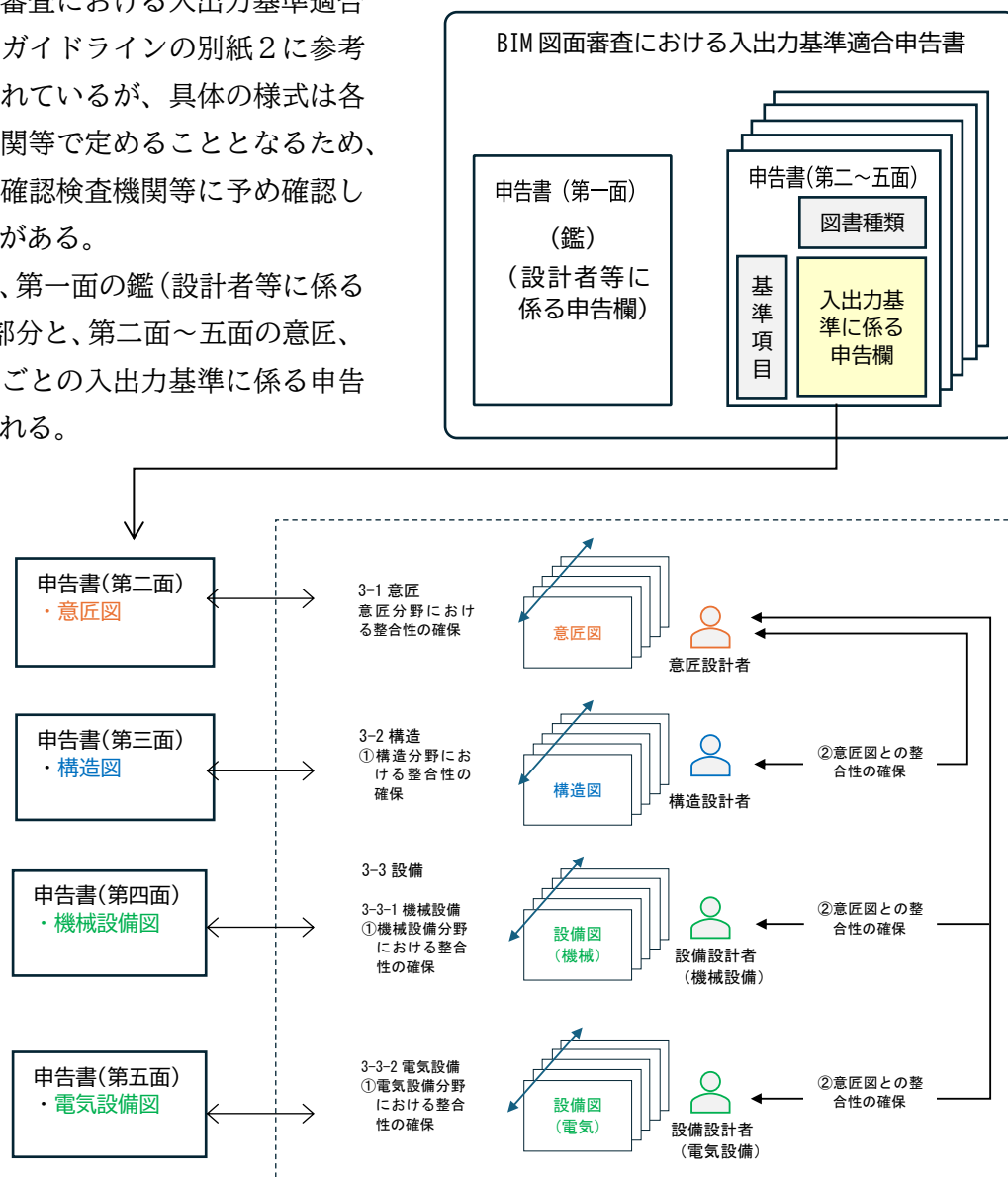


図 3-5 入出力基準の構成と申告書との関係

【ガイドライン 3-2】

BIM 図面審査における入出力基準適合申告書申告書

申告書は、BIM 図面審査で用いる、入出力基準に従い BIM データを作成し、PDF 形式の図書及び IFC データの書き出したことや、使用した BIM ソフトウェア名等について、設計者が申告を行う書類である。入出力基準に従い作成された BIM データから書き出された図書に関する整合性確認については、申告書に基づき、当該基準に応じて整合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。

具体の様式は、別紙2で定める。なお、当該様式は参考様式であり、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下「確認検査機関等」という。）においてこれに準じて定めることができる。

申告書の第1面の様式は図3-6-1のとおりである。

設計者は、確認申請書第二面3欄のうち、当該申告を行う設計者氏名を記入する。

1. は、建築物の名称又は工事名を記入する。

2. は、入出力基準に従い作成した設計図書の種類ごとに、申告を行う設計者の氏名を記載する。

3. は、2. の設計図書の種類に応じ、PDF形式の図書データ及びIFCデータの作成に使用したBIMソフトウェア名とそのバージョン（アップデート名は不要）を記載する。

○申告書第1面（鑑）

別紙 2

BIM図面審査における入出力基準適合申告書
(第一面)

年 月 日

建築主事等 又は 指定確認検査機関 様

代表となる設計者氏名

建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認、又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する添付図書のうち、第二面以降に記載の図書は、入出力基準に従いBIMデータを作成し、PDF形式の図書及びIFCデータの書き出しをした（以下「入出力基準に従い設計図書を作成した」という。）ことを申告します。この申告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1・建築物の名称又は工事名

--

2・入出力基準に従い設計図書を作成した者

設計図書の種類	設計者氏名

3・入出力基準に従い設計図書を作成したBIMソフトウェア名等

設計図書の種類	BIMソフトウェア名とそのバージョン

図3-6-1 申告書の様式（第一面）

申告書第2面以降の様式は図3-6-2のとおりである。

表側が入出力基準の項目（入出力基準に従い作成した部分）、表頭が図書の種類となっており、設計者は入出力基準の項目毎に、基準に従い入出力を行ったか否か等について、表頭の図書ごとに○△－の記号を付す様式となっている。

○申告書第2面以降

入出力基準の項目		入出力基準に従い作成した図書																							
番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書															備考							
	明示すべき事項等	細目	設計概要	付近見取図	配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図	用途別の床面積	防火区画の床面積	防	防	各階平	立面図	断面図	建具表		室内仕上材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の構造詳細図	
意-001	敷地境界線	①形状 ②種別（道路境界線、隣地境界線などの別） ③各辺の長さ 面積																							4
意-002	方位	1																							
意-003	通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の寸法																							

図3-6-2 申告書第二面以降の様式（図は第二面（意匠関係）のもの）

①入出力基準に従い作成した部分

基準ごとに明示すべき事項等が細目に記載されている。基準の項目と一致させる必要があり、「建築確認における BIM 図面審査ガイドライン 別紙1：入出力基準」で示されている基準の番号、事項、細目と同一のものとし、これを改変したり追加したりしてはならない。

ただし、申請する図書において該当する基準項目がない場合は、当該項目を削除（行削除）してもよい。

②入出力基準に従い作成した図書

原則として建築基準法施行規則第1条の3に定められた図書名を記載することとするが、プロジェクトに応じて図書名を変更したり、非該当の図面を削除したりすることは差し支えない。

③入出力基準に係る申告欄

設計者は、入出力基準の項目毎に、入出力基準に従い作成された図書であるかどうかについて、次の要領で○、△、－の記号を付す。

○：表側の明示すべき事項等について、全ての部分において基準に従い作成した場合は、当該図書の欄に○を付す。

△：表側の明示すべき事項等について、一部において基準に従い作成した場合は、当該図書の欄に△を付す。この場合、入出力基準に従っていない記載事項が識別できる情報を備考欄に必ず記載すること。

－：上記○、△以外の場合は－を付す。

なお、空白は記載漏れとなるので、必ず○、△、－のいずれかの記号を付すものとする。
 (図 3-7 フロー図参照)

④備考欄

入出力基準の項目について、部分的に入出力基準に従っていない図書がある場合、その他審査者への伝達事項等がある場合はその旨を備考欄に記載する。具体的には次のような記載方法が考えられる。なお、例3、例4は必ずしも図面に直接識別情報（注記や凡例等）が記載されないことに留意する必要がある。

例1) 入出力基準に従っていない部分について、図面に色を付けて表示

「…○○図において、申告しない部分をピンク色で表示している。」（図 3-8 参照）

例2) 入出力基準に従っていない部分について、図面に囲み枠を付す

「…○○図において、囲み枠で表示している」

例3) 入出力基準に従っていない部分について、限定列挙する

「…○○図において、△△、◇◇については入出力基準に従っていない」

例4) 入出力基準に従っていない部分について、別図で示す。

「…○○図において、別図で示す雲マークの部分については入出力基準に従っていない」

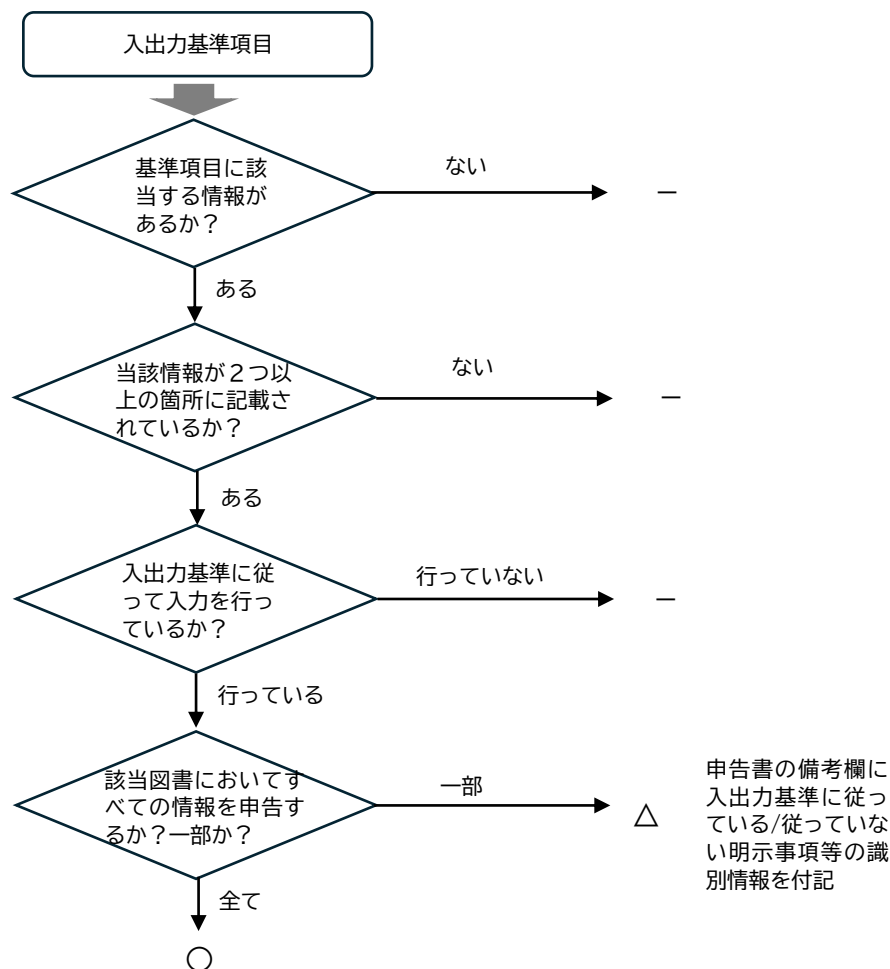


図 3-7 申告欄の記載フロー

●申告書の例

(第二画) 意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書														備考
	明示すべき事項等	細目	設計概説	付近見取図	床面積求積図 各階・各室の床面積	用途別の床面積 防火区画の床面積	各階平面図 防煙区画の床面積	立面図	断面図	建具表	室内仕上り表、 使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率	耐火構造等の 構造詳細図	
意-013	防煙壁による区画 (令第126条の2)	①位置の寸法	-	-	-	-	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	平面図1の排煙面積チェック 表は2次元加筆とし、図中ピン ク色で表記
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 及び算式	-	(略)	-	-	○	△	-	○	-	-	-	-	-	-	
		③排煙設備の種別(自然排煙設備、機械排煙 設備などの別)	-	-	-	-	○	○	-	○	-	△	-	-	-	-	

部屋名	面積(㎡)	天井高(m)	必要排煙面積(㎡)
事務室 202	77.79	2.70	1.56
	排煙有効高さ(㎡)	排煙窓幅(m)	排煙有効面積(㎡)
	0.64	2.33	1.49
	0.64	2.33	1.49

2.98 > 1.56 OK

●入出力基準に従い作成した図書(一部2次元加筆)の例

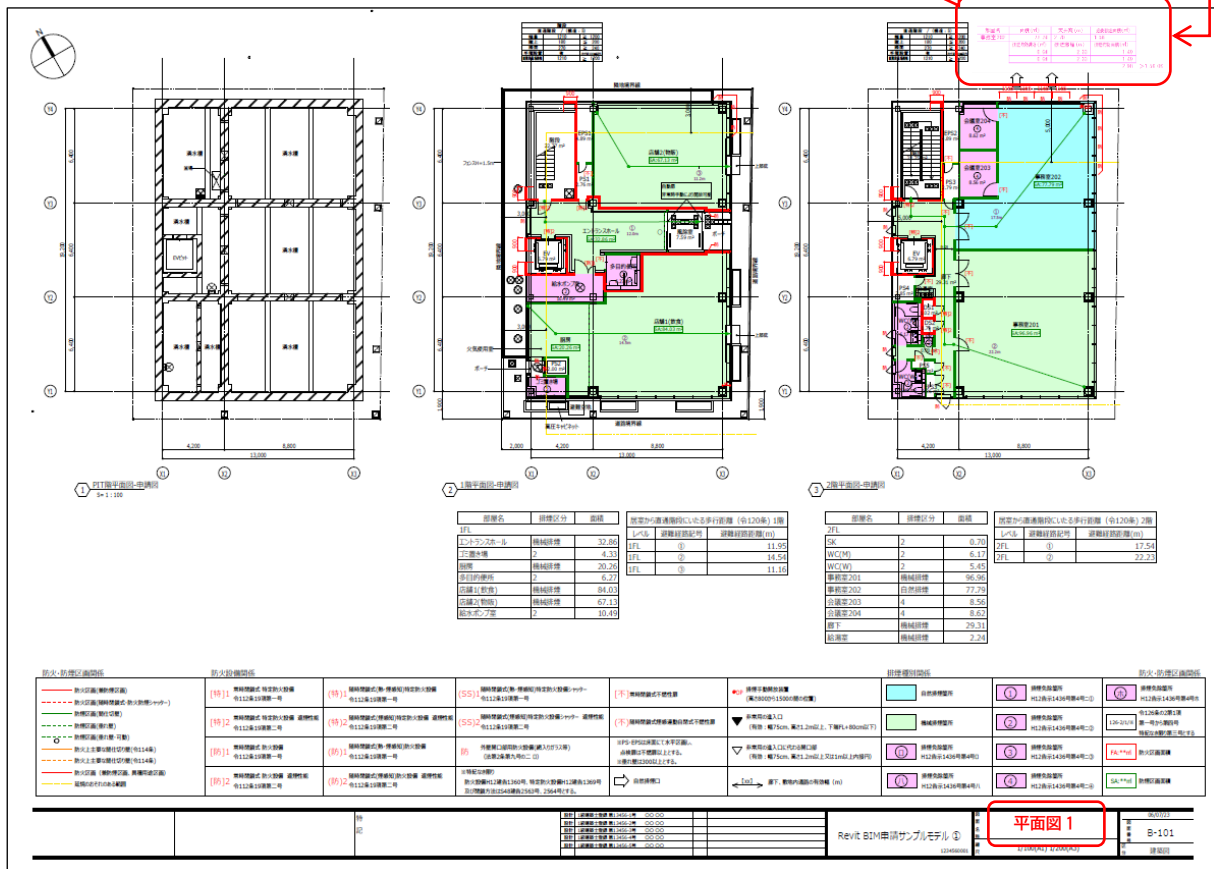


図 3-8 申告書備考欄における2次元加筆の注記と申請図書との関係(例示)

※ BIMモデルに付加的に加筆された情報（2次元加筆）の取り扱いについて

PDF形式の図面に表記された文字や数値等の情報は、BIMモデルで共有されている情報とBIMモデルに付加的に加筆された情報（2次元加筆）とがある。

BIM図面審査の申請図書において、2次元加筆を全て禁ずるものではないが、ガイドラインにおいては、整合性確認の省略を行う事項については、データと連動しない2次元加筆を行ってはならないとされている。ここでいう2次元加筆とは、BIMモデルに含まれない情報の加筆であり、このような場合は、BIM図面審査による整合性確認の省略を行うことができず、通常の審査と同様の整合性確認を行うこととなる。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○加筆の可否とその特定方法について

PDF形式の図書によるBIM図面審査においては、PDF形式の図書の記載事項が、BIMモデルから作成した情報であるか、2次元加筆された情報であるかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに違いがある。

そのため、入出力基準においては、入出力基準に従い作成した図書の記載事項においては、データと連動しない2次元加筆を行ってはならないこととされている。

なお、入出力基準に従い作成した図書の記載事項に該当しない項目（整合性確認の省略対象外となる項目）についてはこの限りでない。

データと連動しない2次元加筆を行った場合、当該事項は通常の整合性確認を行う対象となる。

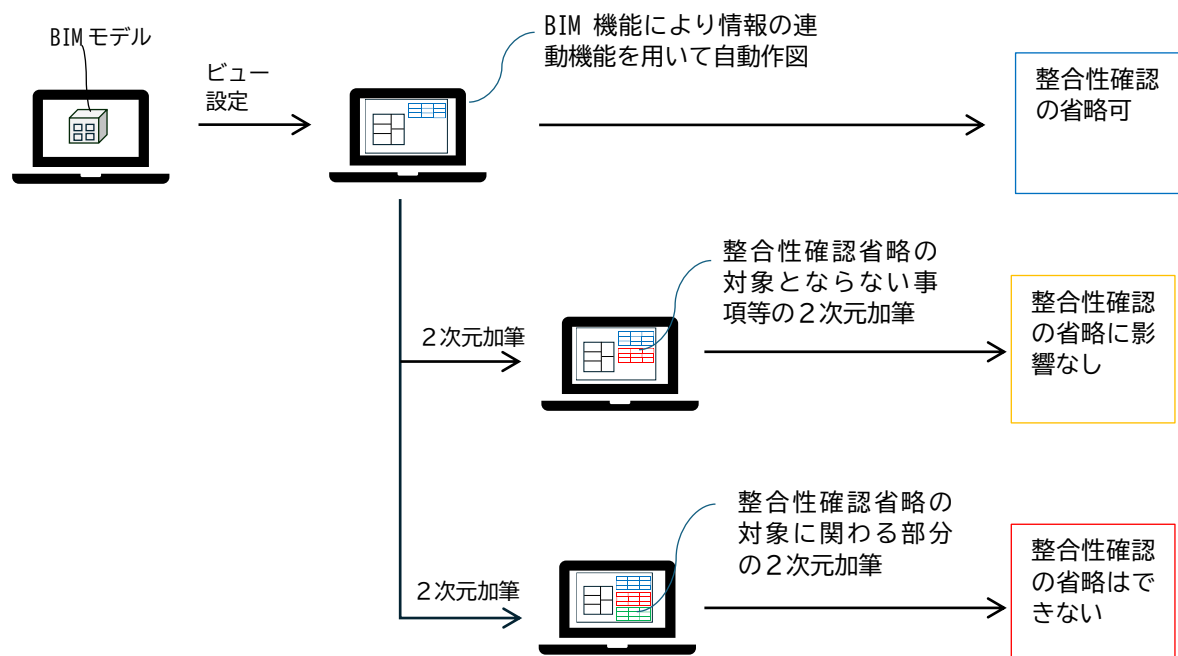


図 3-9 2次元加筆のパターン

●入出力基準に従ったものとして申告できない2次元加筆の具体例

例えば、図面における各室の「面積」と「室名」（各室の用途）の表示について、入出力基準に従い BIM データの空間オブジェクトの属性情報として「面積」を自動表示する場合（例えば図中①）と、BIM モデルの属性情報によらずに「室名」を加筆する場合（例えば図中②）とがあった時に、②の方は BIM モデルとリンクしていない加筆された情報であり、当該事項は入出力基準に従ったものとして申告できない。

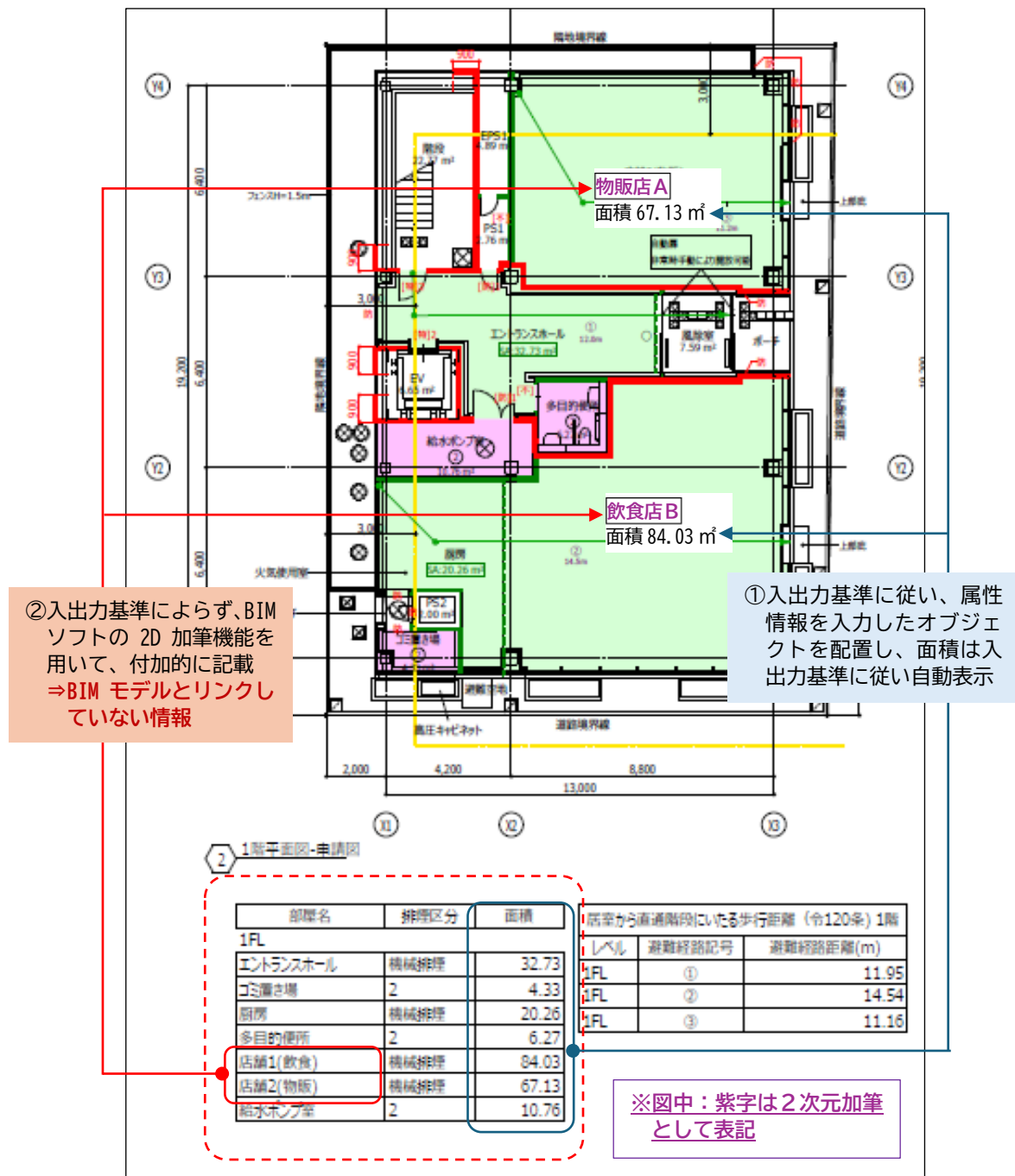


図 3-10 BIM モデルに由来する情報と BIM モデルに連動しない2次元加筆情報

4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例

ここでは、入出力基準に基づく入力の手順と出力（表示・表記）のイメージについて、具体の基準にもとづき例示する。

<例示する基準>

1) 意匠図間の基準

意-013 防煙壁による区画（令第126条の2）

意-016 非常用の進入口等

2) 構造図間の基準

S-001 柱

3) 設備図間の基準

機-011 排煙設備

※例示に用いた図面について

BIM ライブラリ技術研究組合（BLCJ）が公開した BIM 図面審査サンプルモデルのうち、以下のサンプルモデルを活用

https://blcj.or.jp/sample_form/

Revit BIM 申請サンプルモデル① 1000 建築図
2000 建築構造図
5000 給排水設備図

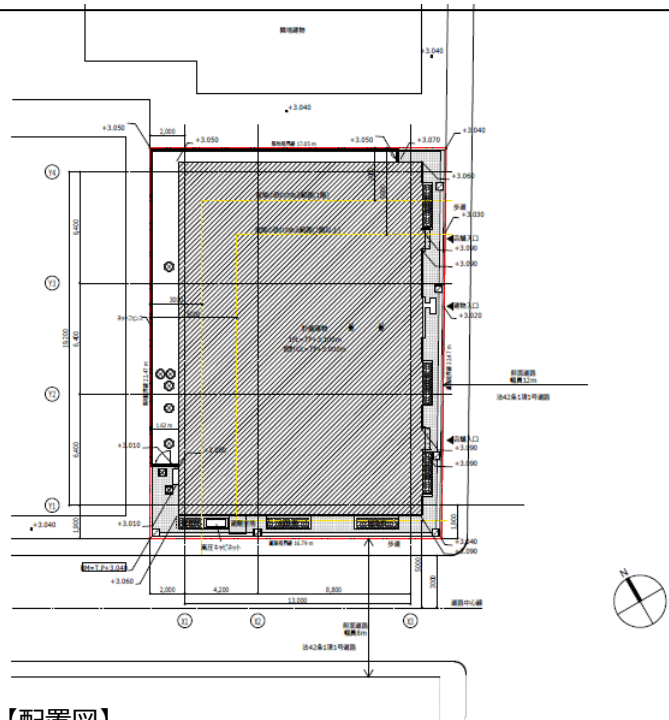
●例示で使用したサンプルモデルの概要



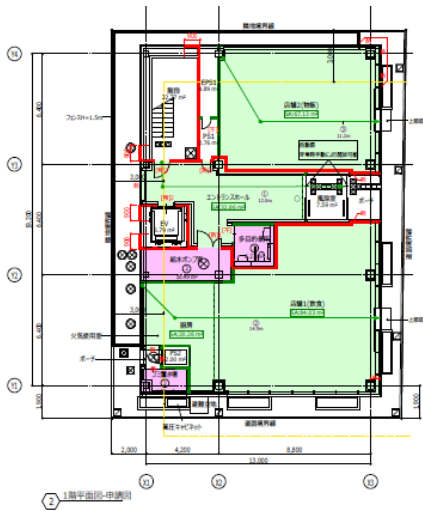
【意匠3Dモデル】



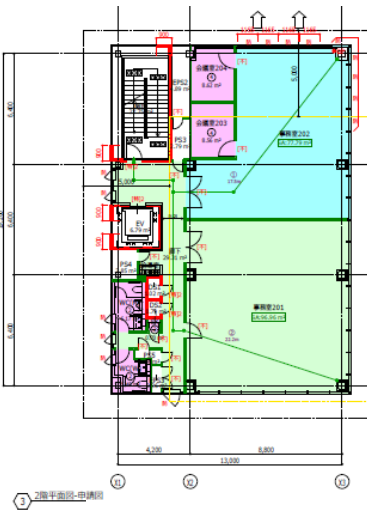
【構造3Dモデル】



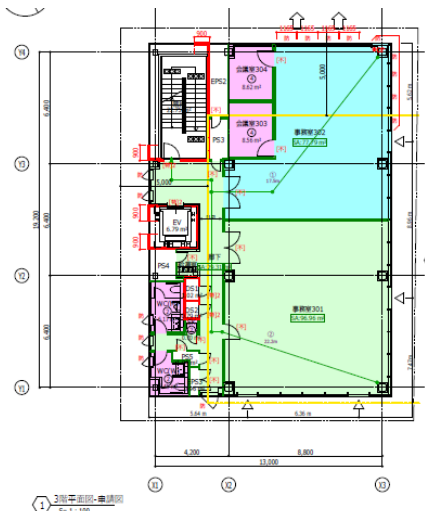
【配置図】



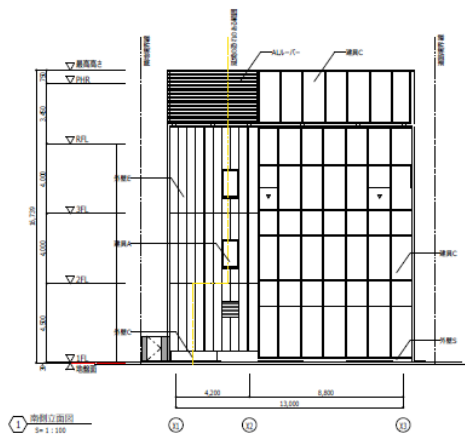
【1階平面図】



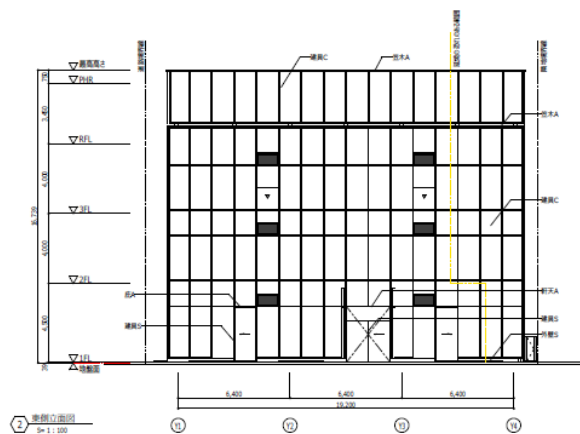
【2階階平面図】



【3階階平面図】



【南側立面図】



【東側立面図】

(1) 意匠設計の例①

■入出力基準〔防煙壁による区画〕

意-013 防煙壁による区画（令第126条の2）

①位置

- ・防煙壁による区画の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

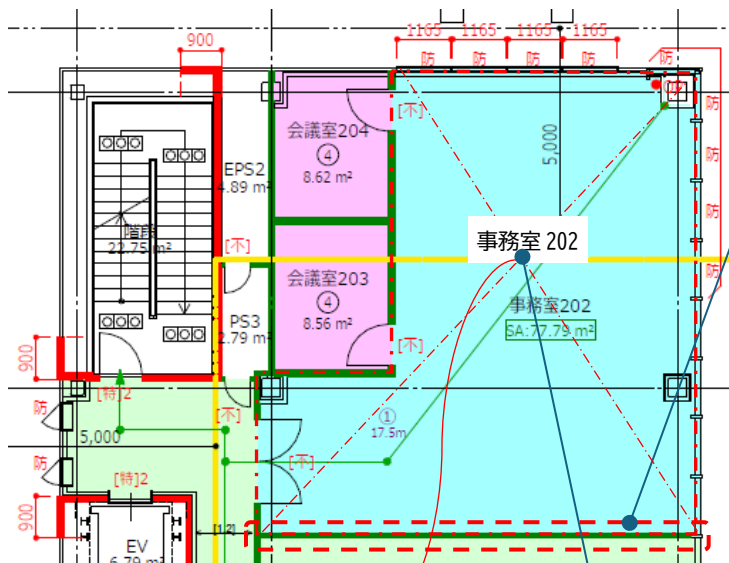
- ・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第2条第1項第3号に適合するよう入力し、表示する。

- ・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、表記する。

③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）

- ・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

①入力の手順



①位置

- ・防煙壁による区画の位置は、壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

●「壁オブジェクト」の属性情報

プロパティ	
標準壁	(非)65/WG1両面(GB-R12.5+12.5)*gw
壁 (1)	タイプ編集
基準高さからの...	0.0
上部レベル	上のレベルへ: 3FL
指定高さ	3750.0
上部レベル オフ...	-250.0
アタッチ 上端	☐
上部の延長距離	0.0
部屋境界	☒
マス	☐
フェース	
構築フェース	新しい計画
解体フェース	なし
防火	☒
区画分類	防煙区画

●「空間オブジェクト」の属性情報

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

- ・防煙壁による区画の求積に用いる空間オブジェクトは、その境界（壁・区画の中心線）が令第2条第1項第3号に適合するよう入力し、表示する。
- ・防煙壁による区画の面積は、当該空間オブジェクトより自動算出し、表記する。

③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）

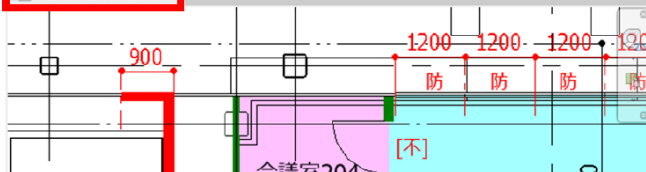
- ・排煙設備の種別は、空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

部屋名：事務室201

排煙区分：自然排煙

面積：77.79 m²

2階平面図-申請図

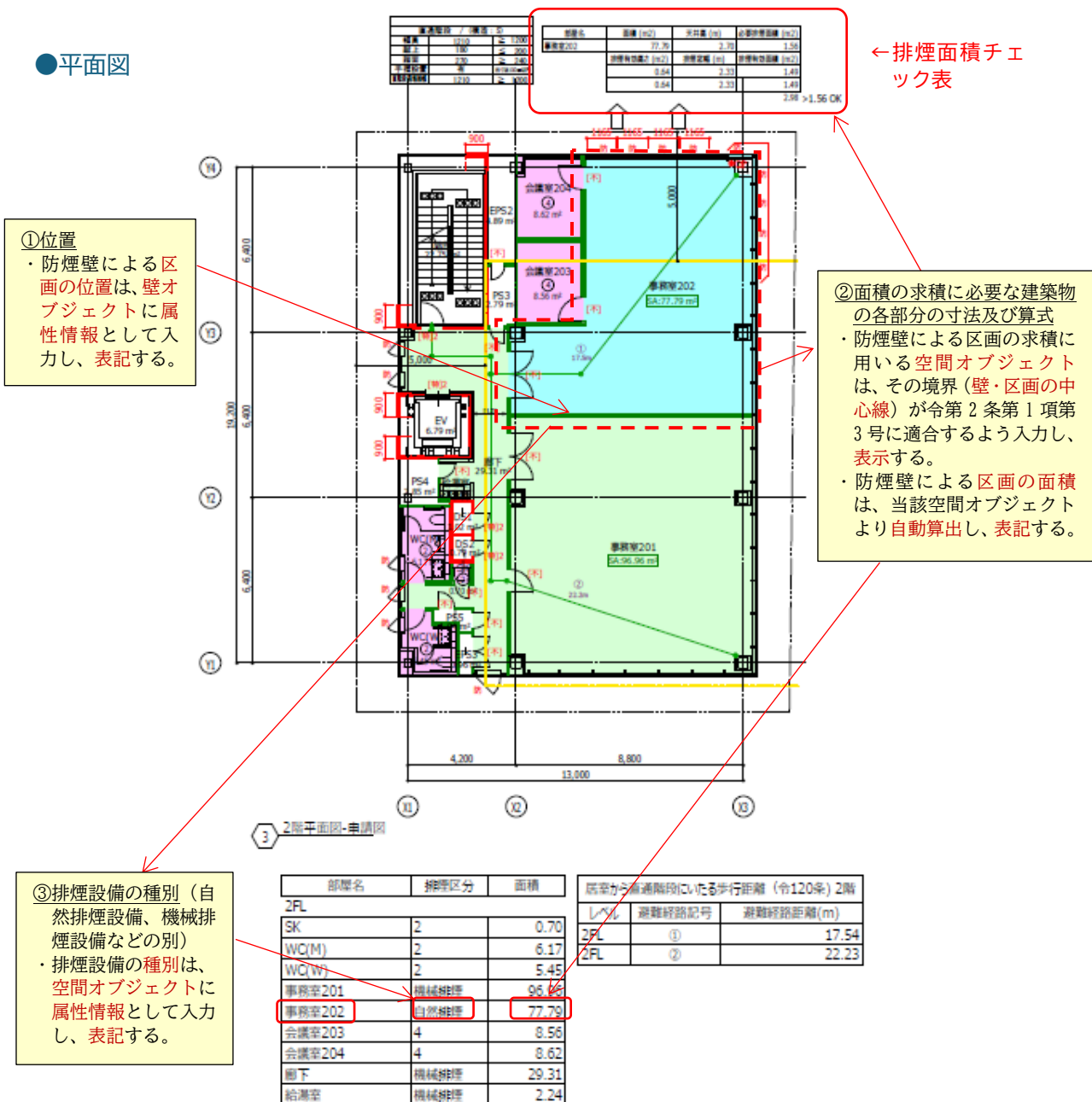


排煙区分 2F

A	B	C
部屋名	排煙区分	面積
2FL		
SK	2	0.70
WC(M)	2	6.17
WC(W)	2	5.45
事務室201	機械排煙	95.96
事務室202	自然排煙	77.79

②出力（表示・表記）のイメージと申告書への記載

●平面図



●申告書

（第二面）意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		設計概要	入出力基準に従い作成した図書												備考		
	明示すべき事項等			床面積求積図				各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上り表、 使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図		天空率	耐火構造等の構造詳細図
	細目			各階・各室の床面積	用途別の床面積	防火区画の床面積	防煙区画の床面積											
意-013	防煙壁による区画 (令第126条の2)	①位置の寸法	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
		③排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備などの別）	—	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 意匠設計の例②

■入出力基準〔非常用進入口等〕

意-016 非常用の進入口等

①位置

・非常用の進入口等の位置は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

②種別

・非常用の進入口等の種別は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

①入力の手順と出力（表記）のイメージ

●防火・避難関係の凡例

「非常用進入口」の凡例及び「非常用進入口に代わる開口部」の凡例

(特)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備 令112条19項第一号	(SS)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)特定防火設備シャッター 令112条19項第一号	[不] 常時閉鎖式不燃性扉	●OP 扉連動開閉装置 (高さ800から1500の間の位置)
(特)2 随時閉鎖式(煙感知)特定防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	(SS)2 随時閉鎖式(煙感知)特定防火設備シャッター 遮煙性能 令112条19項第二号	(不) 随時閉鎖式煙感連動自閉式不燃性扉	▼ 非常用の進入口 (有効：幅75cm、高さ1.2m以上、下縁FL+80cm以下)
(防)1 随時閉鎖式(熱・煙感知)防火設備 令112条19項第一号	防 外壁開口部用防火設備(網入りガラス等) (法第2条第九号の二 ロ)	※PS・EPSは床面にて水平区画し、 点検扉は不燃扉以上とする。 ※垂れ壁は300以上とする。	▽ 非常用の進入口に代わる開口部 (有効：幅75cm、高さ1.2m以上又は1m以上内接円)
(防)2 随時閉鎖式(煙感知)防火設備 遮煙性能 令112条19項第二号	※特記なき限り 防火設備H12建告1360号、特定防火設備H12建告1369号 及び閉鎖方法はS48建告2563号、2564号とする。	⇨ 自然排煙口	←[xx]→ 廊下、敷地内通路の有効幅 (m)

①位置

・非常用の進入口等の位置は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

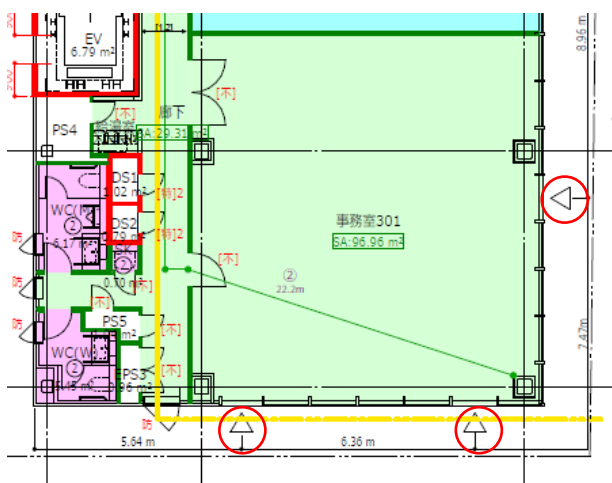
②種別

・非常用の進入口等の種別は、凡例の表示と連動する機能を用いて設定し、表記する。

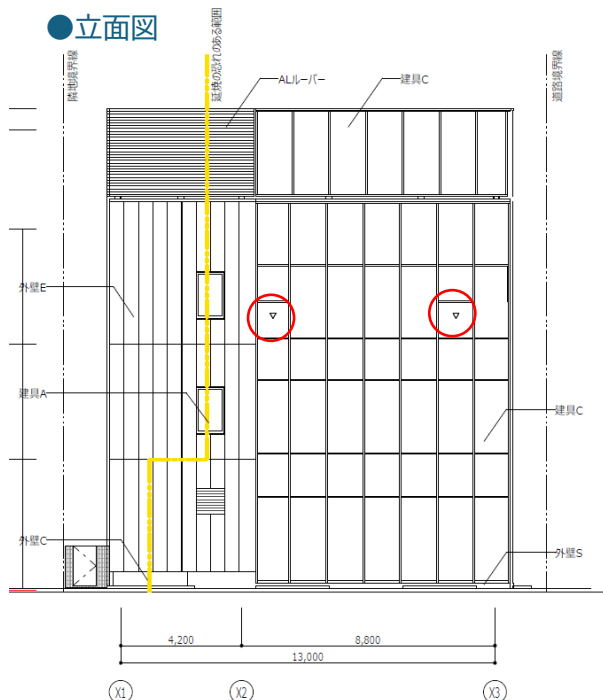
平面図と連動

立面図と連動

●平面図

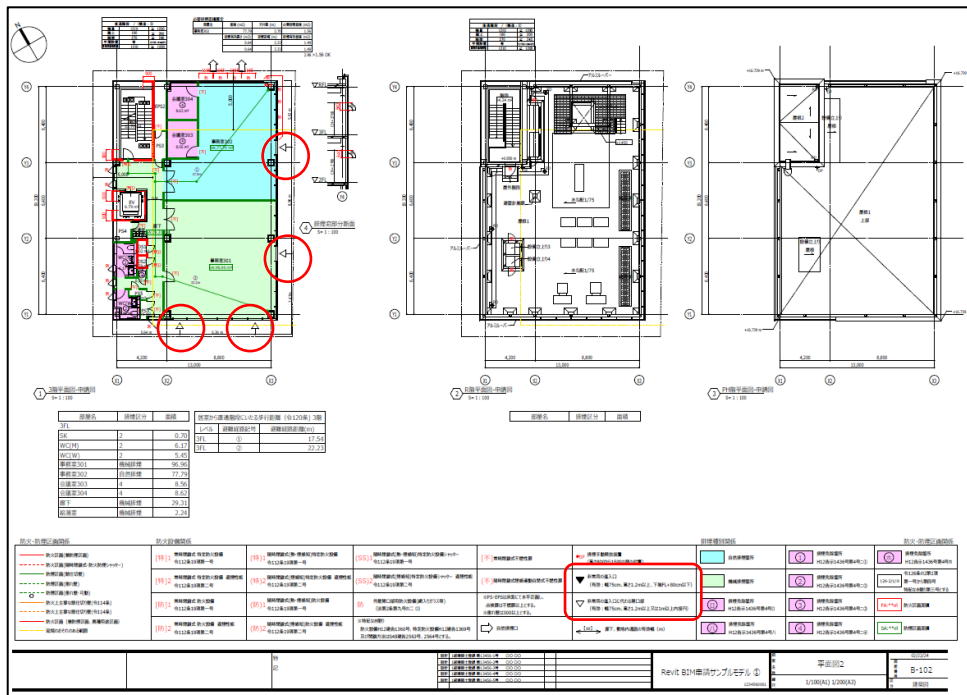


●立面図



②出力される図書のイメージと申告書への記載

●平面図



●立面図



●申告書

(第二面) 意匠

番号	入出力基準に従い作成した部分		設計概要	入出力基準に従い作成した図書																備考	
	明示すべき事項等			配置図	地盤面・平均地盤面算定表	敷地面積求積図	建築面積求積図	床面積求積図		防火区画の床面積	各階平面図	立面図	断面図	建具表	室内仕上表、使用建築材料表	採光・換気計算書	排煙計算書	日影図	天空率		耐火構造等の構造詳細図
	細目							用途別の床面積	各階・各室の床面積												
意-016	非常用の進入口等	①位置 ②種別	(略)	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
			(略)	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	

(3) 構造設計の例

■入出力基準〔柱（S造）〕

S-001 柱

①形状（柱の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ）

- ・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

- ・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（接合部を含む）（柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む））

- ・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表示する。

（以下略）

①入力の手順と出力（表記）のイメージ

●「柱オブジェクト」及び属性情報



①形状（柱の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ）

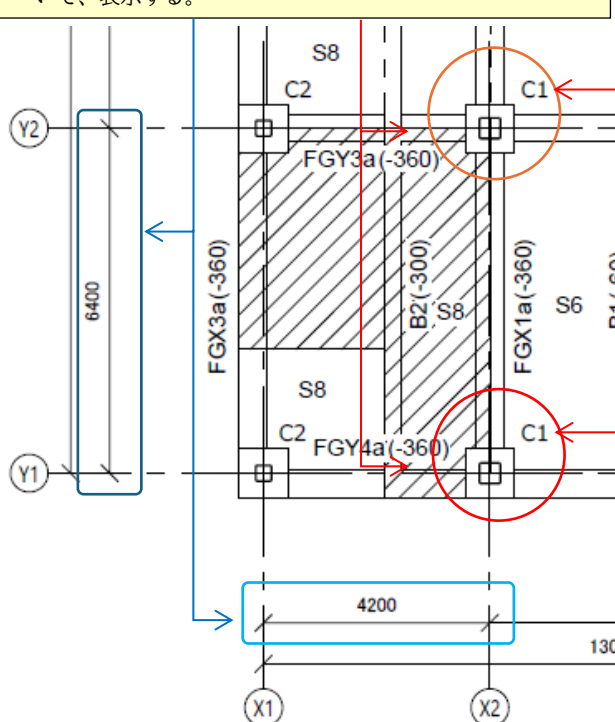
- ・柱の形状（せい及び幅を含む）は、柱オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②符号

- ・柱の符号は、柱オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。

③位置（接合部を含む）（柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む））

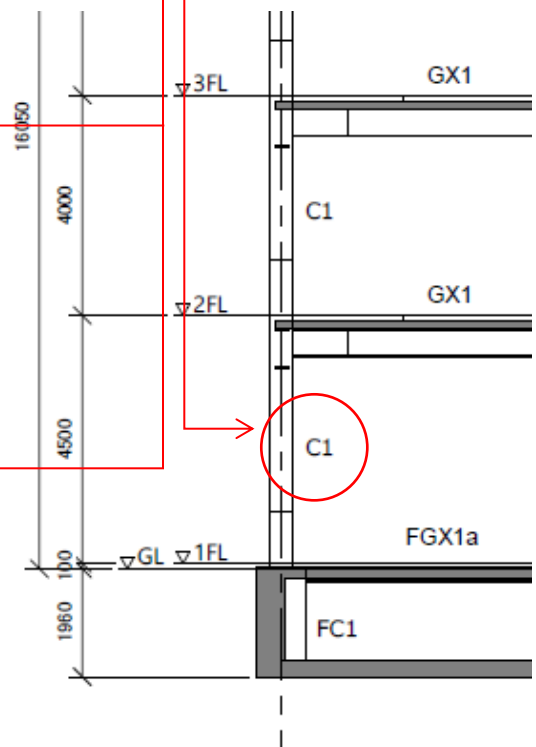
- ・柱の位置（基準線から柱の中心までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて、表示する。



【2】1階床梁伏図

1:100

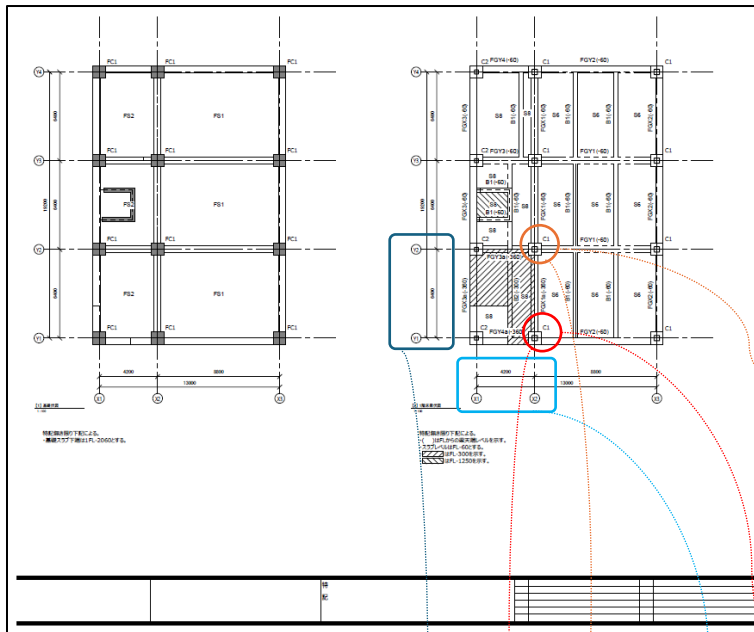
●伏図



●軸組図

②出力される図書のイメージと申告書への記載

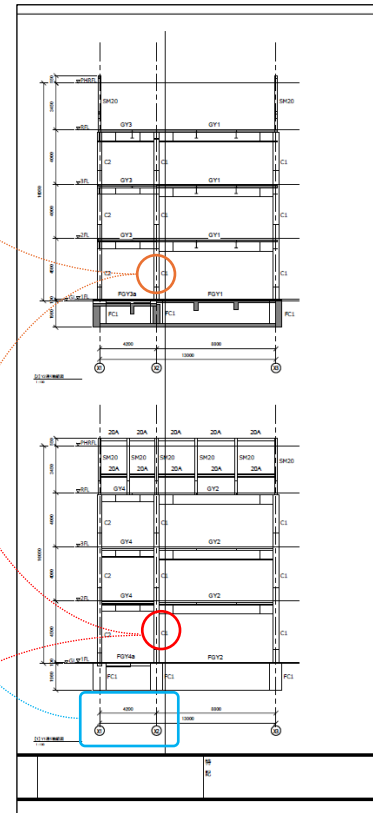
●床伏図（1階床）



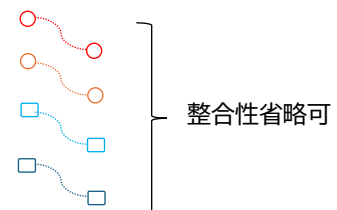
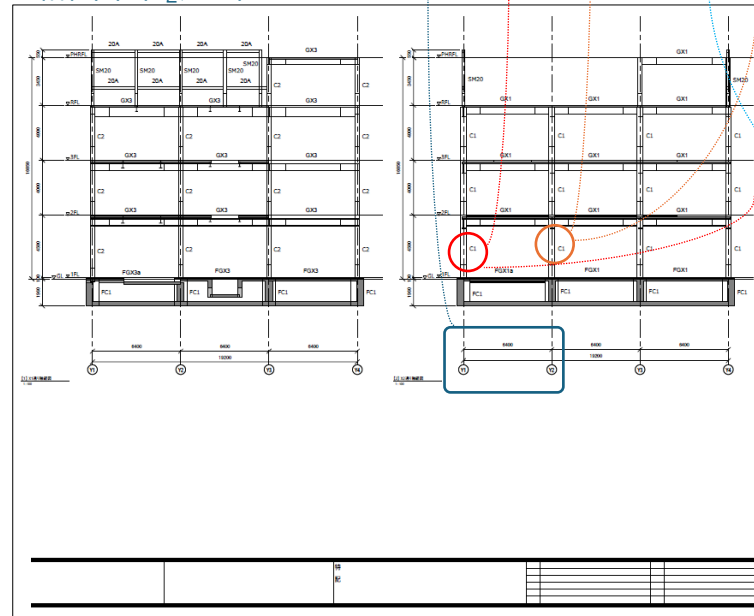
●軸組図

(Y₂通り：上段)

(Y₁通り：下段)



●軸組図（X₂通り）



整合性省略可

●申告書

(第三面) 構造

番号	入出力基準に従い作成した部分			入出力基準に従い作成した図書														備考
				意匠分野		構造分野												
	明示すべき事項等			意匠図		構造特記仕様書		基礎伏図	各階床伏図	屋根伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図					基礎・地盤説明書	
				各階平面図	立面図	断面図	使用構造材料一覧表					施工方法等計画書	断面リスト	配筋標準図	溶接基準図	高力ボルト標準図		
細目	内容																	
S-001	柱	①形状	柱の外形（H形、円形、矩形）、せい、幅、径、厚さ	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	
		②符号	柱の符号	/	/	/	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	
		③位置	柱（間柱含む）の配置（基準線からの寄り寸法含む）	○	—	○	—	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	

(4) 設備設計の例

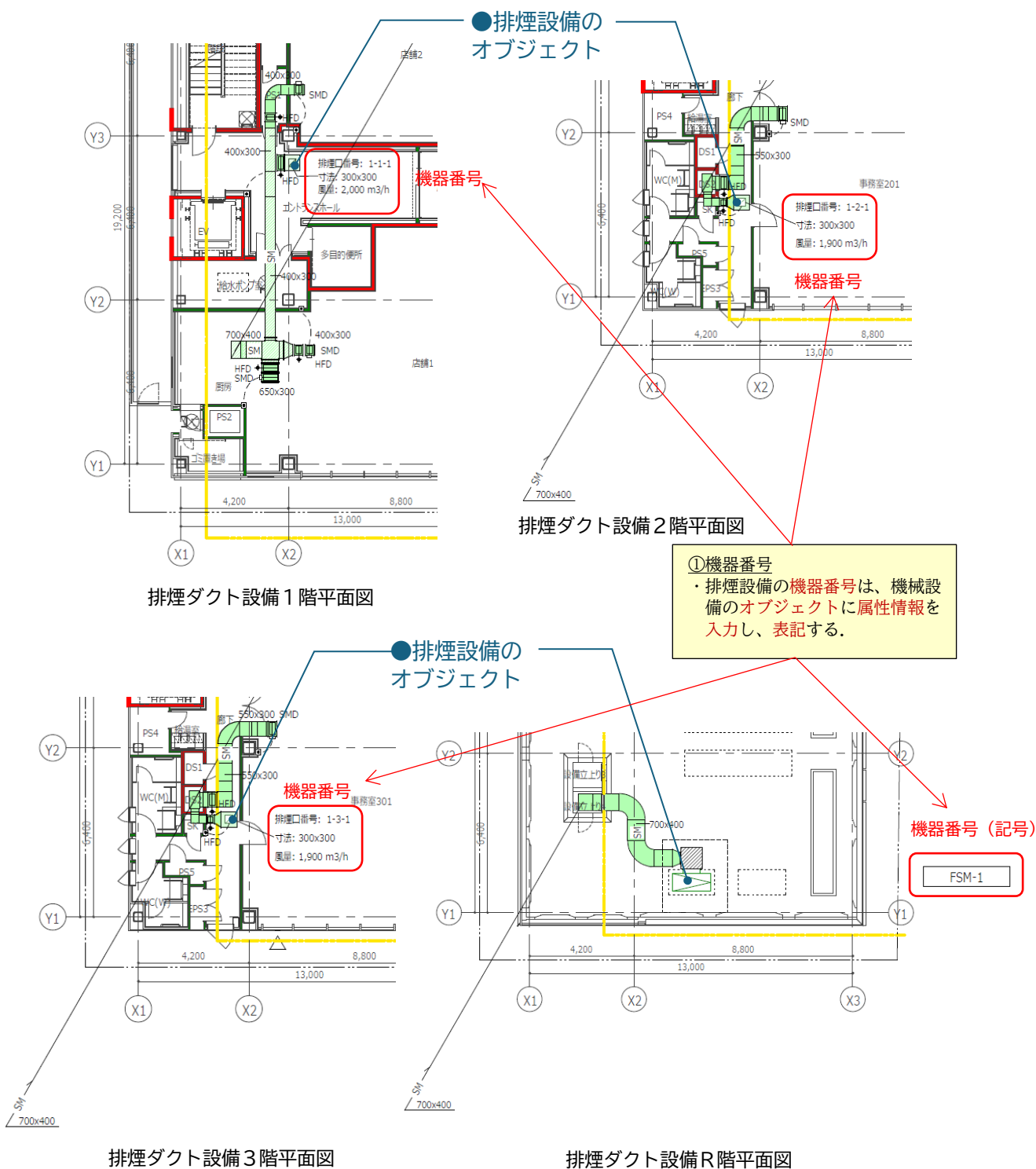
■入出力基準〔排煙設備〕

機-011 排煙設備

①機器番号

- ・排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報を入力し、表記する。

①入力の手順と出力（図への表記）のイメージ



②出力される図書（表への表記）のイメージと申告書への記載

●送・排風機 機器表

機種名	型式	対象室	形式	設置方法
FSM-1			連心送風機 多翼形 片吸込形	床置

●排煙ロースト

記号	階	室名	排煙風量 [m³/h]	排煙口 サイズ W × H [mm]	形式	台数	※復旧方法 遠方/手動	同時開放	最大 防煙区画	排煙機
FSM-1	1FL	エントランスホール	2,000	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-1-2	1FL	店舗1	4,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-3	1FL	店舗2	5,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-4	1FL	厨房	1,300	650 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-2-1	2FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-2-2	2FL	事務室201	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1
1-3-1	3FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-3-2	3FL	事務室301	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1

□排煙機 機器表

記号	系統	対象室	形式	設置方法
FSM-1			連心送風機 多翼形 片吸込形	床置

#番 手 の 羽 根 径 長 さ	風量 [m³/h]	機外静圧 [Pa]	電動機 種類	定格出力	相	電圧	極	始動方式	消費電力 [W]	電源種別	台数	設置場所
#4	22,000	500	標準						14,670	非常	1	RFL 屋上

①機器番号
・排煙設備の機器番号は、機械設備のオブジェクトに属性情報を入力し、表記する。

□排煙ロースト

記号	階	室名	排煙風量 [m³/h]	排煙口 サイズ W × H [mm]	形式	台数	※復旧方法 遠方/手動	同時開放	最大 防煙区画	排煙機
FSM-1	1FL	エントランスホール	2,000	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-1-2	1FL	店舗1	4,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-3	1FL	店舗2	5,100	400 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-1-4	1FL	厨房	1,300	650 × 300	排煙ダンパ	1		○		FSM-1
1-2-1	2FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-2-2	2FL	事務室201	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1
1-3-1	3FL	廊下	1,900	300 × 160	排煙口パネル	1				FSM-1
1-3-2	3FL	事務室301	5,900	550 × 300	排煙ダンパ	1				FSM-1

●申告書

（第四面）機械設備

番号	入出力基準に従い作成した部分		入出力基準に従い作成した図書										備考		
	明示すべき事項等		意匠分野					設備分野（機械設備）							
	細目		配置図	各階平面図	各階・各室の床面積	防煙区画の床面積	室内仕上げ表	仕様書	機器表・器具表	配置図	各階平面図	系統図		構造詳細図	各種計算書
機-011	排煙設備	①機器番号	/	/	/	/	/	-	○	-	○	-	-	-	

5. BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

ガイドラインの別紙3において、確認申請図書の表現標準が示されている。これは、確認申請図書の作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するもので、BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書作成において推奨されている。

【ガイドライン 3-3】

BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

確認の申請にかかる図書作成や審査の効率化のため、申請者・審査者に標準的な図書の表現を例示するものである。BIM 図面審査における BIM 由来の PDF 図書については、当該標準に従うことを推奨する。

具体の標準は、別紙3で定める。

別紙3では、意匠関係については「凡例」「特記事項」「確認申請図面で推奨する図表現」(検討中)が示されており、構造関係については「確認申請図面で推奨する図表現」(検討中)、設備関係については「凡例」「確認申請図面で推奨する図表現」(検討中)が示されているので参考にされたい。

IV. 審査者側の準備

(白紙)

IV. 審査者側の準備

1. 審査環境の準備

BIM 図面審査は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことを標準とされているため、指定確認検査機関及び特定行政庁（以下、本章において「確認検査機関等」という。）においては、これらの利用、若しくはこれらと同等の環境を整備しておく必要がある。

【ガイドライン 4】

BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧及び PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該審査環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

ICBA 電子申請受付システムについては、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）※1において確認申請の電子申請受付システムが整備・運用されており、当該申請受付システムを使用することを想定しているが、ICBA 電子受付システム以外の、確認検査機関等が独自に運用している電子申請受付システム等を使用することもできる。但し、この場合は確認申請用 CDE と連携できるものである必要がある。

確認申請用 CDE については、ICBA 確認申請用 CDE※2を利用することを想定している。なお、別に定めたこれと同等の審査環境※3によることもできる。

< 参照 > （注）：参照元等が確定した段階で記載予定。

※1：ICBA 電子申請受付システム URL：・・・

※2：ICBA 確認申請用 CDE URL：・・・

※3：確認申請用 CDE の要件等：ガイドライン参照

これらを整理すると、審査者側の審査体制については、次のようなパターンがある。

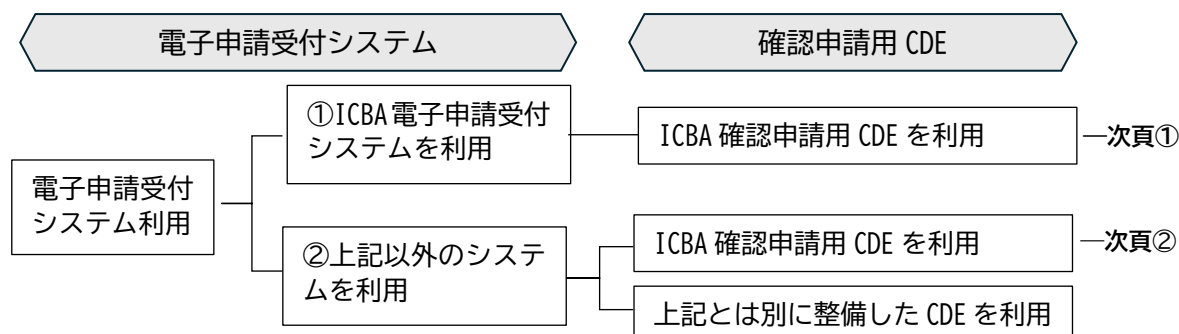
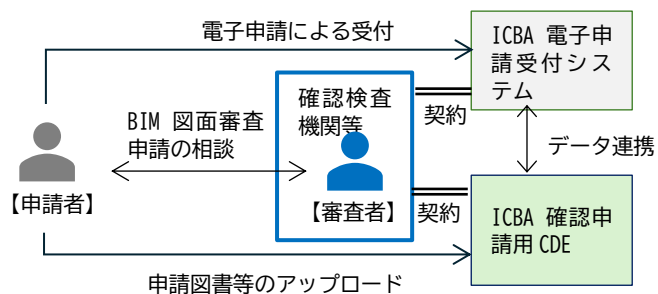


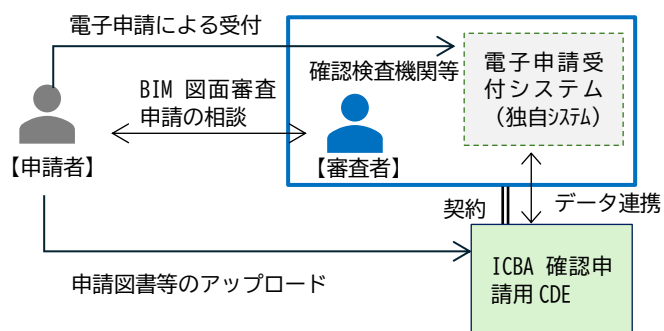
図 4-1 電子申請受付システムと確認申請用 CDE の整備パターン

①ICBA 電子申請受付システムを利用する場合(電子申請受付システムを持たない確認検査機関等の場合)



- ・ ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ

②電子申請受付システムを持つ確認検査機関等の場合



- ・ ICBA 確認申請用 CDE のサービスを利用するため、サービス提供主体と利用契約を結ぶ
- ・ ICBA 確認申請用 CDE と連携するための電子受付システムのシステム改修等を行う

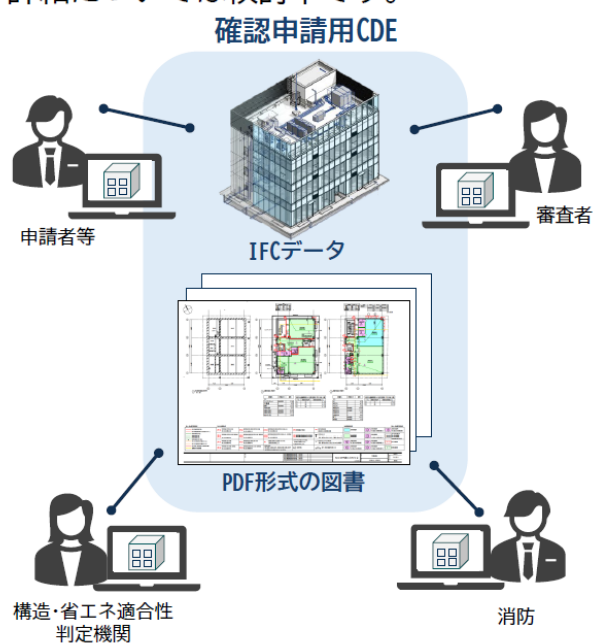
2. 確認申請用 CDE の基本機能

前述のとおり、BIM 図面審査は、ICBA 確認申請用 CDE を利用して審査を行うことが標準とされているが、その基本機能は次のとおりである。

※共通で求める確認申請用 CDE の要件と、ICBA 確認申請用 CDE の基本機能について解説
(公開できる情報の範囲で今年の秋頃に追記予定。図は環境整備部会資料を仮置き)

ICBA確認申請用CDEの仕様について

BIM図面審査に用いる確認申請用CDEの機能は、仕様書に沿って開発を進めており、詳細については検討中です。



確認申請用CDE機能一覧（予定）

1	申請書情報閲覧機能（ICBA電子申請受付システム等より）
2	申請図書アップロード機能
3	申請図書ダウンロード機能
4	PDFデータ差分チェック機能
5	メール送信機能
6	プロジェクトデータ管理機能
7	ファイルのバージョン管理
8	コミュニケーション機能（チャット等）
9	ビューイング機能（IFC, PDF, 画像）
10	マークアップ機能（PDF, 画像）
11	操作LOG機能
12	書類保管機能
13	ステータス設定機能
13	ユーザー管理機能
14	ユーザー認証機能
15	権限管理機能

出典：国土交通省 建築BIM推進会議HP 令和6年5月10日公開
「BIM 図面審査」に用いる「確認申請用CDE」の仕様書 Ver 1.00 Rev 1.00a 31

(白紙)

V. 申請の手順

(白紙)

V. 申請の手順

ここでは、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示す。計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

なお、申請・審査を進める中で、BIM 図面審査の要件を満たさなくなった場合や、申告内容において明らかな不備等が発覚した場合、若しくは申請者側の都合で結果的に入出力基準に従い作成した図書の記載事項がなくなった場合においては、審査者と協議の上、通常の申請・審査の手順に従うものとする。

【ガイドライン 5】

申請及び審査の手順

申請及び審査の手順を以下に示す。下線部は BIM 図面審査に求める必須の要件とする。

その他の記載については、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用した場合の確認申請の手順の例であり、審査の環境により適切な方法で実施が可能なものとし、計画通知の場合は適宜読み替えるものとする。

1. 「確認申請書様式」の作成・提出

【ガイドライン 5 STEP1】

○確認申請書様式作成・提出

・申請者は、確認申請書様式を作成し提出する。 -①

・審査者は、申請情報を確認※した上で(②-1)、申請者が確認申請用 CDE へアクセスするために必要となる情報を申請者に通知する(②-2)。また、申請書情報を確認申請用 CDE に転送する(②-3)。

※電子申請受付システムの建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムや特定行政庁への通知・報告配信システムとの連携機能を活用することができる。※ICBA 電子受付システム以外のシステムを使う場合の確認申請書の提出方法については、審査者側の受付方法に従う（WEB 入力フォームに直接入力、XML 形式、EXCEL 形式等のデータでアップロード等）

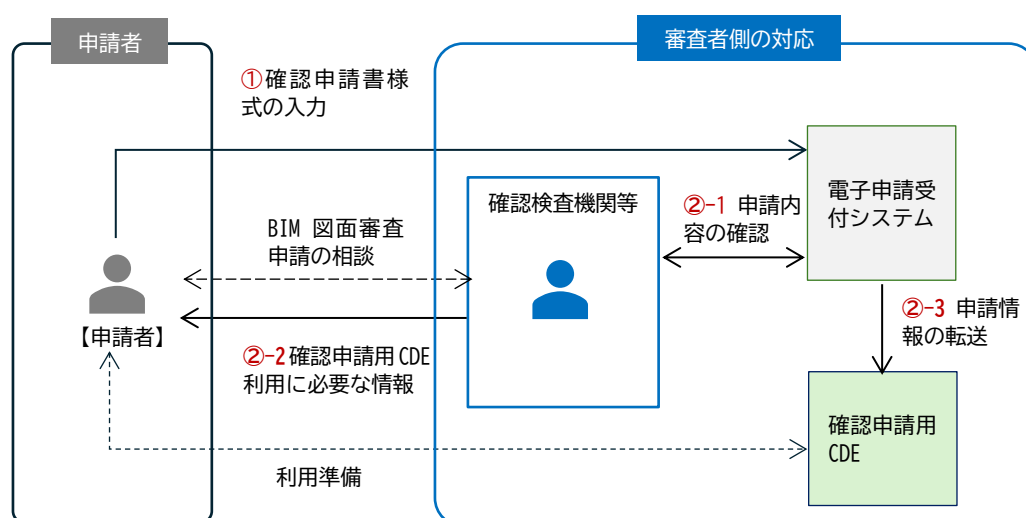


図 5-1 ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE を利用する場合のフロー

2. 申請図書（図面）の作成・提出

【ガイドライン 5】 STEP1

○申請図書（図面）作成・提出

- ・設計者は、入出力基準に従い BIM ソフトウェアで BIM データ（ネイティブデータ）を作成し、BIM ソフトウェアにより PDF 形式の図書を書き出す。-①②

※入出力基準に従った BIM データの作成支援のため、参考テンプレートが公表されている。（→2-1 入出力基準）

- ・申請図の基となった BIM データ（ネイティブデータ）を、BIM ソフトウェアにより IFC データに変換する。-③

※PDF 形式の図書データと IFC データは、原則として同一の BIM データから同時に書き出すものとする。

（→6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について）

- ・PDF 形式の図書及び IFC データを提出する。-④

○申告書の作成・提出

- ・設計者は申告書を作成し提出する。-⑤

- ・設計者は、確認検査機関等に確認申請書様式に係る情報を提出（入力）したあと、確認検査機関等の案内に基づき、必要となる申請図書（図面）及び申告書を確認申請用 CDE へ提出（アップロード）する。
- ・申請図書（図面）及び申告書の作成・提出についてのフローを以下に示す。

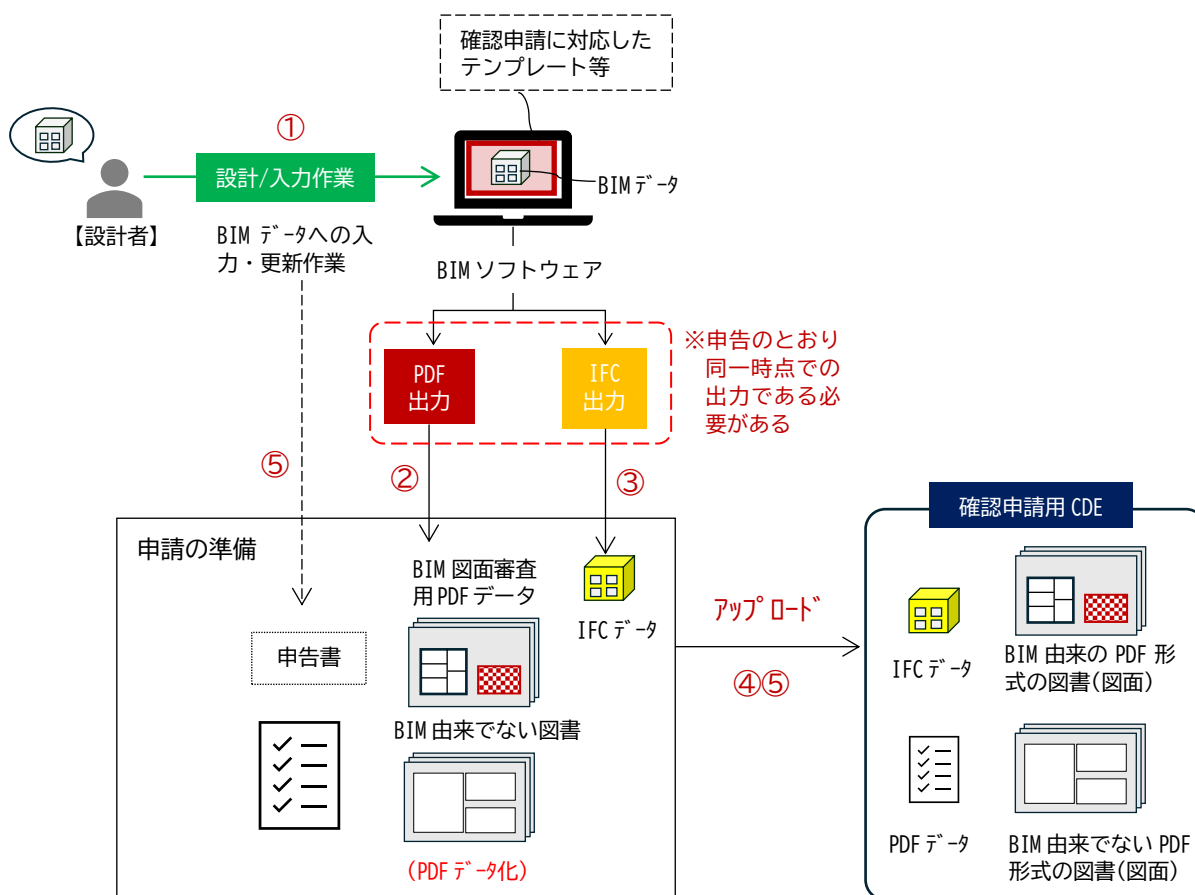


図 5-2 申請図書の作成・提出（アップロード）

【留意事項等】

① BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について

BIM 図面審査では、BIM の特性を利用し整合性確認を省略することとしている。このため、BIM ソフトウェアは、“BIM 由来の PDF 図書”を作成できることが要件となる。

ガイドラインでは、“BIM 由来の PDF 図書”を作成できる BIM ソフトウェアは、「入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの出力が可能なソフトウェア」とされており、該当する主なソフトウェアとしては以下のものが挙げられる。

-
-
-
-

(○年○月現在)

設計者は、BIM 図面審査に向けて入出力基準に従い BIM モデルを作成することが求められるが、BIM ソフトウェアによっては入出力基準に従った BIM データの作成支援のための参考テンプレートが設計関係団体より公表されているので参照されたい。

<入手先>

-

(注) ※主な BIM ソフトウェアの例示、テンプレートの入手先の記載については、今後の調整等による。

BIM ソフトウェアにおいて確認申請図書作成を支援するアドイン・アドオンを用いる場合（市販品の購入、又は自社開発等）、機能としてガイドラインで定める BIM ソフトウェアの要件に適合し、入出力基準に基づき作成されたものについては、設計者の責任において利用することに差し支えない。

なお、整合性確認省略の適用範囲外となる申請図書の作成においては、特に要件がかかるものではなく、この部分の作成においては、いわゆる 2 次元 CAD の使用を妨げるものではない。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しが可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

② BIM ソフトウェアからのデータの変換方法について

BIM ソフトウェアから PDF 図面への変換について、ガイドランにおいて変換方法やバージョンの指定に関する要件は定められていないが、PDF の形式は、差分チェックを行うためにベクター形式とすることが求められている。

PDF データへの書き出しについて、図面単位で分割して書き出すか、一つのデータとして書き出すかなど、ガイドラインでは特に定めておらず、申請者と審査者とで協議し、方法を決定する。

BIM ソフトウェアから IFC データへの書き出しについても、特に要件は定められておらず、1つのファイルとして書き出しても、複数のファイルとして書き出しても、どちらでも差し支えない。

但し、複数のファイルとして書き出して提出する場合は、それぞれの IFC データの重ね合わせができるよう、座標系が一致し、かつビューア上で支障なく重ね合わせた閲覧ができるようになっている必要がある。

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○PDF 形式の図書データへの変換方法及びデータのルールについて

BIM 由来の PDF 図書については、BIM ソフトウェア上で PDF 形式の図書に変換すること。また、確認申請用 CDE による PDF 図書間の差分チェックを可能とするため、ベクター形式とすること。

PDF 形式の図書は、すべてを 1 ファイルにする必要はない。ファイル分割のルールやファイル名のルールについては、審査者において必要に応じ定める。

○IFC データへの変換方法及び IFC データのルールについて

BIM ソフトウェア上で IFC データに変換することを想定する。

IFC データのバージョンは IFC 2.3.0.1 Coordination View 2.0（通称 IFC2×3）及び IFC2×3 設備 IFC データ利用標準 Ver.1.3 とし、BIM 図面審査に特化したデータ変換のための設定（一般に IDM/MVD と呼ばれるもの）は行わない。

IFC データは、1 ファイルとする必要はない。意匠・構造・設備でファイルを分割する、分野別で高層部・低層部でさらに分割して提出することが可能なものとする。

ただし、意匠・構造・設備など、複数の IFC データを提出する場合は、原則としてそれぞれの IFC データの原点及び座標系（位置、方向及び単位）を合わせ、ビューア上で重ね合わせが可能な仕様とすること。

③ BIM 図面審査として受け付けられない場合について

以下の場合は BIM 図面審査を行うことができないため、従来どおりの申請手続きとする。既に BIM 図面審査として申請している場合は、確認検査機関等と対応方法について協議する。

- ・ 入出力基準に従い BIM データを作成していない。
- ・ 入出力基準に従い BIM データを作成したが、申告書の入出力基準に係る申告欄において○印が1つも付いていない。

VI. 審査の手順

(白紙)

VI. 審査の手順

IVと同様、ここでは電子申請受付システム及び確認申請用 CDE を利用した場合の一般的な確認申請の手順を示しているが、審査環境は、確認検査機関等において異なるため、それぞれの機関等の体制・状況に応じた手順書・マニュアル等を整備しておくことが望ましい。

1. 申請図書等の確認

審査者は、申請者が確認申請に必要な申請図書等を確認申請用 CDE にアップロードしているか確認し、BIM 図面審査を行うための提出物に不備等がないか確認した上でその申請を受け付ける。

【ガイドライン 5 STEP2・3】

○受付

- ・審査者は提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないか等、受け付けるための要件に適合するか確認を行う。
- ・この際、IFC データの確認を行い、データに不備がある場合は BIM 図面審査としての引受は行わない。申請者及び設計者と協議の上、IFC データの再提出を行い、引受を行うか、BIM 図面審査としての引受を行わず、通常の電子申請として引受を行う。
(→6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて)
- ・仮受付を行う場合、審査者は、STEP 3 受付（前述）・指摘対応と同一のフローにより審査・指摘・図書の補正等を実施する。
(→6-3 BIM 図面審査の審査について ○ネイティブデータ利用の可否について)

(1) データ出力の確認について

IFC データと PDF データは、同じ BIM データから同一の時点で書き出されている必要がある。ここでいう「同一の時点」とは、IFC データと PDF データとが同じもの（お互い BIM データから書き出された時点から変更が加えられていないもの）であればよく、書き出された日時が多少異なっても、差し支えない。

審査者は、設計者からの申告をもって「同一の時点で書き出されたもの」であることを確認することとし、当該データを重ね合わせ等により確認することは要しない。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データ及び PDF データが、同時に BIM データから書き出されたことの確認について

BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから BIM 由来の PDF 図書及び IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基づき確認することを意味する。

そのため、審査者は、BIM ソフトウェアにより同時刻に書き出されていることの確認や、IFC データと PDF 形式の図書の重ね合わせ等により確認を行うことは要しない。

(2) IFC データの活用について

IFC データは、審査の参考に活用するが、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。但し、IFC データに何等かの不備がある場合（図面と明らかに形状が異なる場合やビューアで形状が確認できない場合等）は、IFC データの再提出を求めるか、通常の審査で対応することとなる。

IFC ではなく、BIM ソフトウェアのネイティブデータの活用については、本制度では想定していないが、申請者及び審査者の協議により任意で活用することができる。

【ガイドライン「6-3BIM 図面審査の審査について」】

○モデル閲覧の要否 方法・範囲について

IFC データは、3次元モデルによる形状の理解等に利用するものであり、IFC データについて、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。ただし、5. STEP 3 に示す通り、IFC データに不備がある場合は BIM 図面審査として受け付けることはできないため、審査者は IFC データに不備がないか確認することが必要である。

ICBA 確認申請用 CDE が備える IFC データが閲覧可能な BIM ビューアは、3次元モデルを自由に回転・拡大・任意の位置での切断が可能な仕様とし、属性情報の閲覧や寸法の測定等も可能とする予定である。

○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて

BIM 図面審査において、IFC データは建築物の形状の理解を助け、審査を円滑に進めることに加え、図書が BIM によって作成されたことに対し一定の担保を与えることを目的としている。そのため、提出された IFC データに不備やデータの欠落等があり、BIM ビューアにより十分に視認できない場合、当該目的を達成することができないことから、当該申請は BIM 図面審査の対象とすることはできないものとする。

この場合、要件に適合する IFC データの再提出により BIM 図面審査として取り扱うか、通常の電子申請として受け付け、整合性確認も従前どおり行うこととするかのいずれかである。

IFC データの不備の例：明らかに別プロジェクトのデータなど、図書と明らかに形状が異なる場合、ビューアで形状が確認できない場合、意匠・構造間での整合性確認の省略を行う場合において、意匠と構造の IFC データが重ならない場合など。

○ネイティブデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、ネイティブデータの活用は想定していない。

なお、申請者及び審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行うことは妨げない。

2. 審査の実施

【ガイドライン 5 STEP3】

○審査-①

- ・審査者は、PDF 形式の図書を用いて、審査を行う。
- ・審査者は、申告書に基づき、入出力基準に従い作成した図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。その他の図書及び審査事項については、これまでどおり整合性確認を行う。
- ・審査者は、明示すべき事項に基づき建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する。
- ・IFC データを BIM ビューアにより閲覧し、形状の把握・理解に利用する。

(→6-3 BIM 図面審査の審査について)

○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）-②

- ・審査者は、申請図書等に不備がある場合には、審査結果を通知し、補正等を求める。

○図書の補正等

- ・設計者は、補正等の求めに対応し、BIM データの修正を行って、PDF 形式の図書及び IFC データを再度作成する。-③
- ・修正した PDF 形式の図書、IFC データ及び補正等への回答を再度審査者に提出する。-④

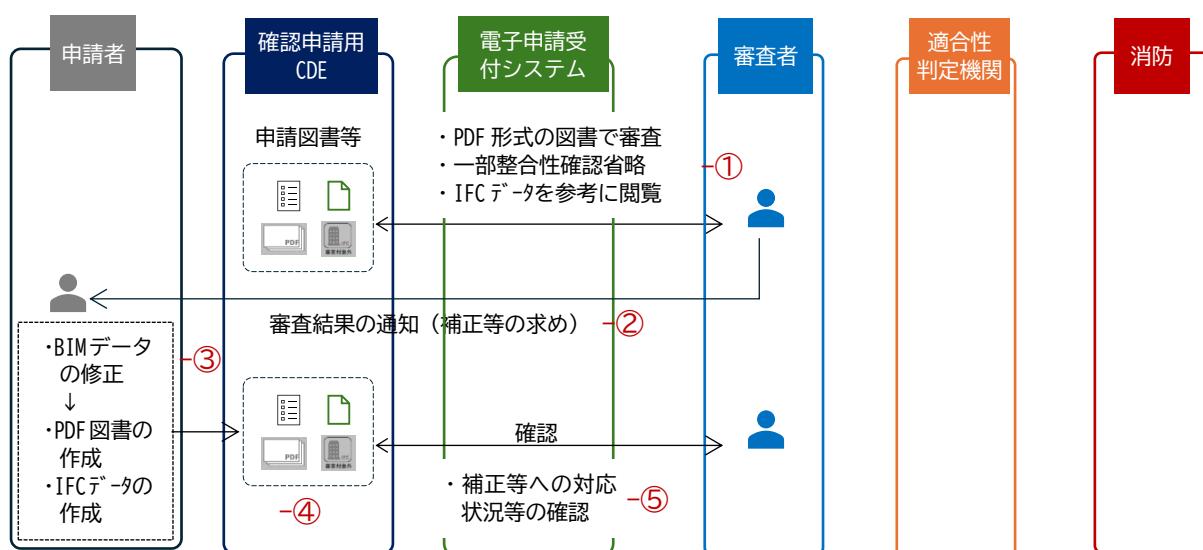
(→6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について ○図書の補正等について)

- ・審査者は、指摘以外の部分に修正が加えられていないか確認する。-⑤
- ・審査者は、修正データにより補正等への対応状況を確認する。-⑤

※ICBA 確認申請用 CDE を用いる場合、CDE に実装された PDF 形式の図書の差分チェック機能を利用することができる。

申請図書は申請者から確認申請用 CDE にアップロードされているため、審査者は確認申請用 CDE にアクセスし、ガイドラインの「5 申請及び審査の手順」の STEP3 の「○審査」以降の手順に従い審査を進めていく。図 6-1 に当該フローを示す。

アップロードされているデータのうち、審査対象は PDF 形式の図書であり、IFC データについては形状理解の参考として活用する（ICBA 確認申請用 CDE のビューア機能で閲覧できる）。また、設計者の申告にもとづき整合性確認の省略が可能で、審査者は申告書を確認し、整合性審査の省略を行う。



審査の過程で、疑義などにより図書の補正を求める場合は、申請時当初と同様に修正した BIM データから PDF 形式の図書と同時に IFC データの出力を行い、再提出を求める。この場合、すべてのデータの再提出を求めるものではなく、修正範囲のみの提出でよい。

図 6-2 で再提出の方法について整理する。

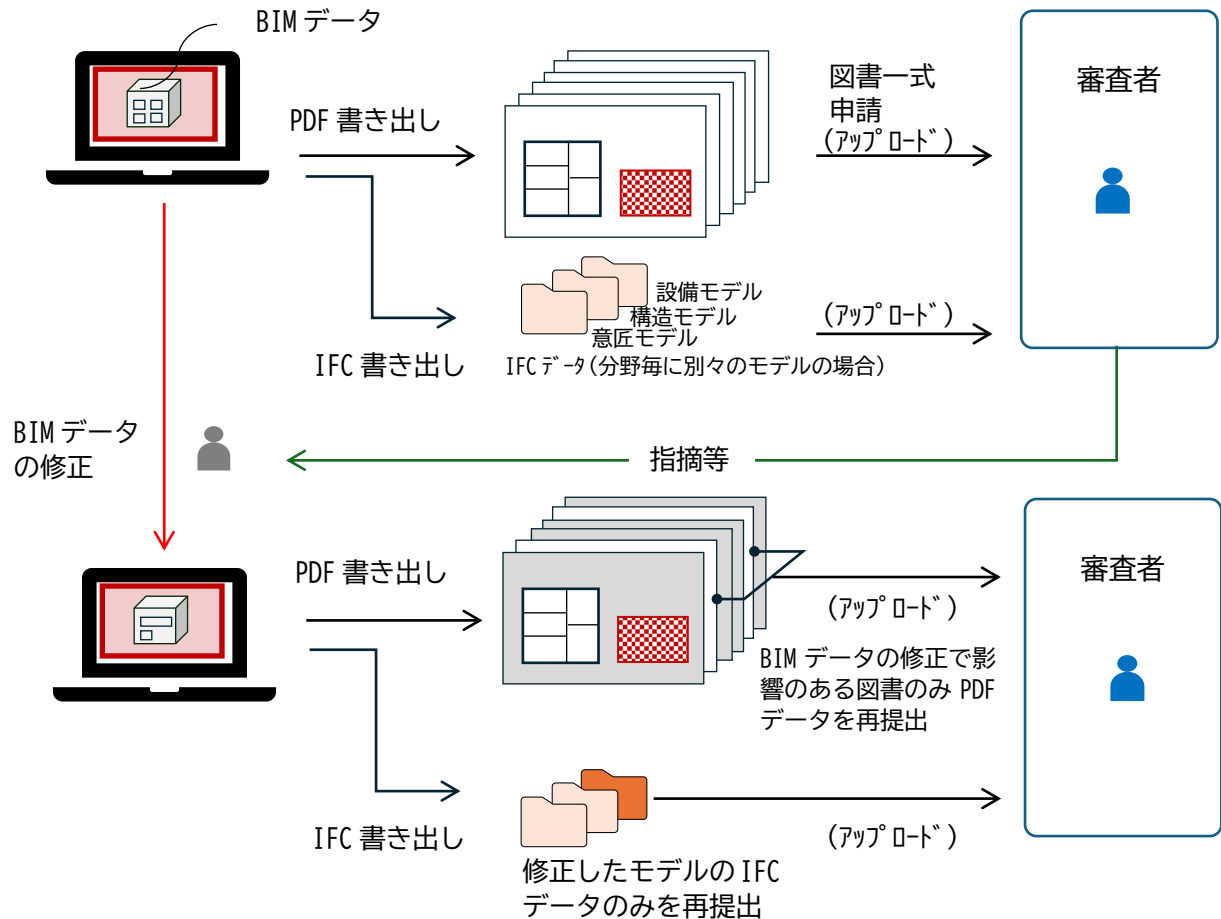


図 6-2 補正等を行った図書等の再提出の方法について

【ガイドライン「6-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について」】

○図書の補正等について

補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データからの PDF 形式の図書及び IFC データの書き出しを行う。提出の際は PDF 形式の図書及び IFC データの再提出が必要となる。

PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについても、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみ提出でよい。

申告書については、指摘や修正にともない、申告書記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

【ガイドライン「6-3 BIM 図面審査の審査について」】

○IFC データの視認により疑義が生じた場合の取り扱いについて

IFC データの確認により疑義が生じた場合（PDF 形式の図書に明示がないが、IFC データの確認により寸法不足が疑われる場合等）は、設計者に指摘を行い、PDF 形式の図書に明示を求め、PDF 形式の図書に基づき判断を行うものとする。

3. 適合性判定

【ガイドライン 5 STEP4】

- ・適合性判定機関は、PDF 形式の図書を用いて審査を行い、補正等の通知を行う。-①、②
- ・申請者（設計者）は指摘に対応した回答、図書の補正等や、追加説明書の作成を行う。図書を補正等する場合、指摘を修正したデータを再度提出する。-③
- ・適合性判定機関は、自らが補正等を通知した内容に対応するデータを確認し、補正等への対応状況を確認する。-④
- ・適合性判定機関は、自らが通知した補正等への対応完了を確認し、申請者に連絡する。-⑤
- ・審査者は、適合性判定機関の補正等の内容を含め対応の完了を確認し、消防同意に進む。-⑥
- ・審査者と適合性判定機関で、共通の図書により補正等に対応することになり、図書の同一性は確保されるため、審査者は適合性判定図書との整合性確認は不要となる。

適合性判定については、ガイドラインの「5 申請及び審査の手順」の STEP4 に従い審査を進めていく。以下に当該フローを示す。

審査者は、適合性判定機関の補正等の内容も含め、対応の完了を確認した場合は、消防同意の手続きに進む（該当する場合）。

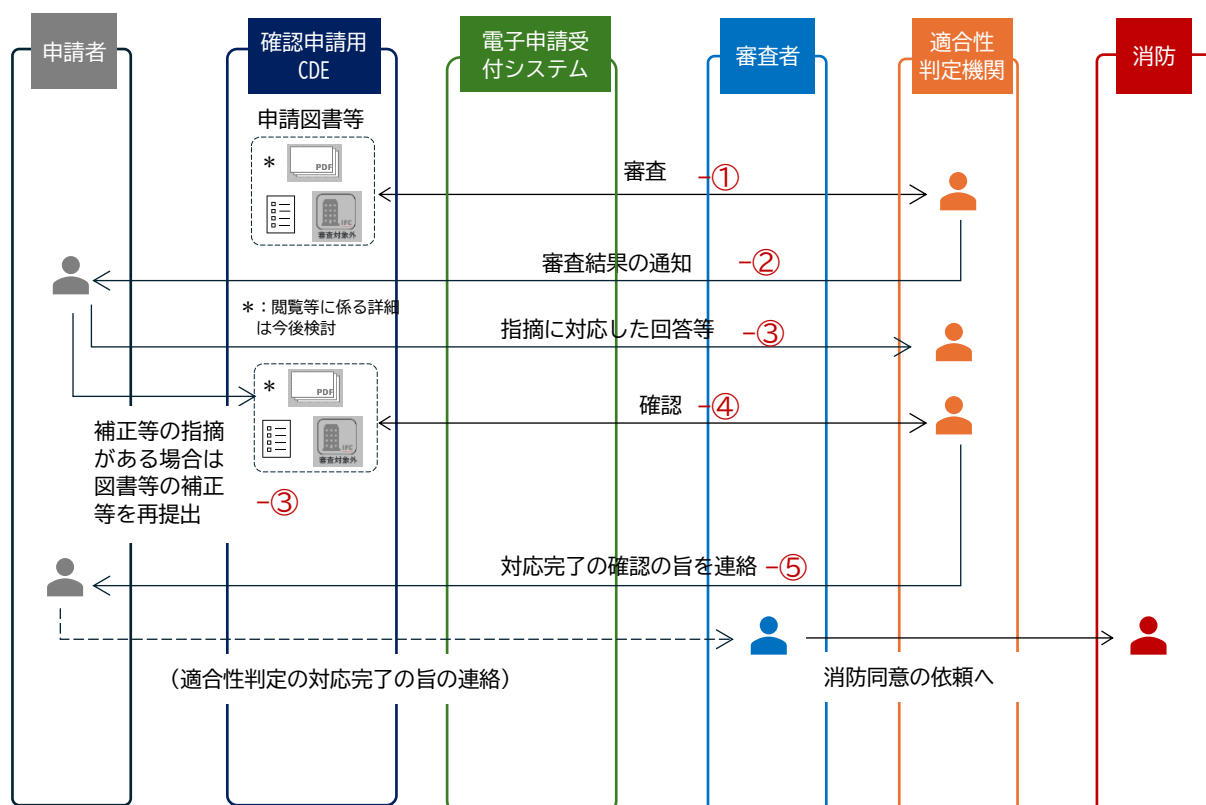


図 6-3 適合性判定のフロー

【ガイドライン 5 STEP5】

○消防同意

- ・ 審査者は、確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長（以下、「消防長等」という。）に同意を依頼する。 -①
- ・ 消防長等は、図書を確認し、審査結果を通知する。 -②
- ・ 消防同意で図書の補正等が生じた場合、審査者は申請者にその旨を伝え、申請者は審査者を通じ補正した図書を消防長等に送付する。 -③、④
- ・ 消防長等は、補正等が完了した場合は、同意した旨を通知する。 -⑤

○適合性判定

- ・ 適合性判定機関は適合判定通知書の交付を行う。 -⑥

○確認済証の交付

- ・ 審査者は消防同意した旨の通知及び適合性判定の通知書受領後、確認済証を交付する。 -⑦
- ・ 申請者は交付済図書をダウンロードし、副本として取り扱う。 -⑧

○図書保存

- ・ 審査者は、確認済証を交付した PDF 形式の図書を正本として法定の期間保存する。 -⑨

（→6-4 BIM 図面審査の図書保存について）

The flowchart illustrates the process for submitting a fire safety plan. The participants involved are the Applicant (申請者), Confirmation Application System (確認申請用CDE), Electronic Submission System (電子申請受付システム), Reviewer (審査者), Suitability Judgment Mechanism (適合性判定機関), and Fire Department (消防).

The process steps are as follows:

- 消防同意の依頼** (Request for fire department agreement) - Step 1: The Applicant sends documents to the Confirmation Application System, which then sends them to the Reviewer.
- 審査結果の通知** (Notification of review results) - Step 2: The Reviewer sends the results to the Applicant.
- 補正等が生じた場合はその旨を伝達** (If corrections are required, convey the purpose) - Step 3: The Reviewer sends a notification to the Applicant.
- 補正した図書等の送付** (Delivery of corrected documents) - Step 4: The Applicant sends corrected documents to the Reviewer.
- 補正完了後、同意した旨の通知** (Notification of completion and agreement) - Step 5: The Reviewer sends a notification to the Applicant.
- 適合判定通知書** (Suitability judgment notification) - Step 6: The Reviewer sends a notification to the Applicant.
- 確認済証の交付** (Delivery of confirmation certificate) - Step 7: The Reviewer sends a confirmation certificate to the Applicant.
- ダウンロードして副本として保管** (Download and save as a duplicate) - Step 8: The Applicant downloads the confirmation certificate and saves it as a duplicate.
- 図書保存** (Document storage) - Step 9: The Applicant stores the documents.

64

(注) 消防同意における建築確認用 CDE の活用については今後の調整等による。

確認済証の交付については、従来の電子申請受付システムの場合の手順と同様に、審査者において確認済証を作成し、申請者に交付する。副本については、必要に応じて審査済みスタンプを付加し、申請者にデータをダウンロードしてもらったものを副本として管理してもらう。

審査済みデータの保存について、保存対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各確認検査機関等の判断によるものとされている。

BIM 図面審査で提出が求められている申告書と IFC データとがあるが、申告書については申請図書の一部として保存が求められている。一方、IFC データについては審査対象ではないため保存することは求められておらず、各確認検査機関等の判断に委ねられている。

【ガイドライン「6-4 BIM 図面審査の図書保存について」】

○交付済データの保存環境について

保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各機関の判断によるものとする。

○申告書の保存について

申請図書の一部として保存を求める。

○IFC データの保存要否・方法等について

IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。

IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。

審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存するか、破棄するものとする。

5. 完了検査等

【ガイドライン 5 STEP6】

○施工・工事監理・中間検査・完了検査

- ・ 施工者、工事監理者は副本と、確認済証を基に施工、工事監理を実施する。
- ・ 審査者は保存された正本を用いて中間検査および完了検査を実施する。
※IFC データは審査済図書には含まれないため、IFC データとの照合による検査は認めない。

確認済証交付後の工事・検査については、従来のとおり、設計者は副本・確認済証をもとに工事監理等をすすめ、審査者は正本にもとづき中間検査・完了検査を実施する。

この場合、IFC データについては審査済図書には含まれないため、IFC データを用いた建築基準法にもとづく検査は認められないことに留意する必要がある。